荒川区新型インフルエンザ等事業継続行動計画 改訂第5版

令和元年9月

荒川区

目 次

第一	-章	Ī	В	C P	の基	本	的	は考え	方											 	 	1
1	I	新	型/	(ソ	フル	レエ	ン!	げとは	t											 	 	1
2	2	X	政の	DΒ	C F	。 の	必到	更性と	区の対	对応										 	 	1
3	3	前	提	とな	る被	害	想》	Ē												 	 	2
4	1	発	生戶	设階	の考	きえ :	方													 	 	2
第二	_章	Ē	В	ΞР	策定	 この	基之	本的な	考えた	うと体制	刮									 	 	4
1	I	В	C F	⁻ თ	目標	.	基	本方 針	·											 	 	4
2	2	危	機能	 空理	体制	IJ														 	 	4
	(1)fi	3機	管理	L 対:	策:	会議の	開催											 	 	4
	(2)	売川	区新	f型	イ:	ンフル	エンも	プ等対領	養本 語	部の	設置	・道	営					 	 	4
3																						
第三	Ξ章	Ē	目的	匀達	成の	た	め(の取組	1											 	 	8
1	ı	目	標		感染	と拡:	大	を可能	にな限!	2抑制し	ر ا	区民	の生	命及	なび優	建康	を保証	隻す	る.	 	 	8
	(1) 🛂	本	方金	† 1	ļ	惑染 拢	大の排	印制										 	 	8
	(2) <u>‡</u>	本	方釒	† 2	F	医療提	供体 制	訓の強化	七									 	 1	0
2	2	目	標		区月	建	活】	及び紹	済活 動	めに及ぼ	ぎす	影響	が最	小と	:なる	るよ	うにす	する		 	 1	2
	(1) <u>‡</u>	本	方金	† 1	[区民生	活の約	推持										 	 1	2
	(2) <u>‡</u>	本	方金	† 2	Ì	業務を	支える	5体制 <i>0</i>	の確保	呆 .								 	 1	2
第四	耳章	Ē	各部	羽に	おけ	する	業	务の整	建											 	 1	5
1	I	各	部の	立	な後	割														 	 1	5
2	2	業	務[区分	及び	流	行(の想定	ž											 	 1	8
	([1)	美務	区分	က ်	再到	整理 .												 	 1	8
	(2) ž	統行	の想	定														 	 1	8
3	3	対	応其	阴間	の考	え	方													 	 1	8
4	1	各	課の	り事	業組	継続	計	画												 	 1	9
第3	章	Ē	В	ΞР	の核	辅	• 7	收善.												 	 9	6
1	教	育	· i	川練																 	 9	6
2	В	C	ΡØ	の継	続的	改的	善													 	 9	6
3	J	, —	77	ᆔ	の紅	*続	的	小盖													g	6

第一章 BCPの基本的な考え方

1 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、これまで地球上に存在しなかった、まったく新しい抗原性のインフルエンザウイルスによる感染症である。免疫を持つ人がいないため、感染すると多くの人が発症し、重症化すると考えられている。

新型インフルエンザは数十年の周期で発生し、20世紀にも3回の流行があり、日本ではこの時の新型インフルエンザを「スペインかぜ」「アジアかぜ」「香港かぜ」など「かぜ」と呼んでいるが、これらは「かぜ」ではなく、全て当時の新型インフルエンザであった。いずれの新型インフルエンザの時にも多くの人が死亡し、「スペインかぜ」の時には国内で約45万人もの人が死亡したと言われている。

2009 年(平成 21 年)4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されている。

新型インフルエンザが発生すると、飛行機などの交通網が発達した現代では、世界のどこで発生しても、わずか1週間で世界中に広がり、多くのヒトが感染し発症すると考えられている。荒川区では、区民の約30%に当たる約62,000人が感染し、約230人もの人が死亡すると想定される。

また、新型インフルエンザは通常のインフルエンザと違い、働き盛りの世代、特に若くて健康な人 ほど重症化し、呼吸困難や脳炎を併発する可能性が高く、多くの人が感染した結果、仕事を休む人が 増え、物流が止まるなど、社会的に大きな混乱が起こる可能性が高いと言われている。

2 区政のBCPの必要性と区の対応

新型インフルエンザがひとたび区内で発生すれば、区役所庁舎を始め、区施設や小中学校など、人が大勢集まる施設では感染リスクが非常に高まるため、その危険性を少しでも低くするための対応を行う必要がある。発生直後の国内発生早期の対策をしっかり行うことができれば、パンデミック(感染症が世界的規模で同時に流行すること。)が起きる時期をできるだけ遅らせることが可能となり、区民生活に不可欠な機能を維持することが可能となる。災害時等における事前準備の重要性は、既に民間企業では一般的に認識されており、多くの民間企業の災害や事故の発生時においても企業活動の中断を可能な限り回避するために「事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)」を策定している。

区民の安心の砦(とりで)としての役割を担う区において、区民生活に不可欠な機能を維持するという観点から、災害時等の事業継続の必要性は民間企業と同様、若しくはそれ以上であることから、区における初動体制整備のため、2010年(平成22年)10月に『荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画(以下「BCP」という。)』を策定し、2012年(平成24年)には改訂第二版を策定したところである。今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定されたことを受けて平成26年10月に「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したことに伴い、BCPを改訂するものである。

なお、「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」は政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、 区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を示すものであり、BCPは それを受けて区の事業を継続させるための具体的な対応方法を示すものである。

3 前提となる被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、病原性の高い新型インフルエンザの場合には高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが 懸念される。

「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画」では、下表のとおり被害想定を設定している。ただ、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右され、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であり、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

<流行規模·被害想定>

		荒川区	東京都
1	り患割合	区民の約30%がり患	都民の約30%がり患
2	患者数	62,000人	3,785,000人
3	健康被害		
	(1) 流行予測による被害		
	外来受診者数	62,000人	3,785,000人
	入院患者数	4,820人	291,200人
	死亡者数	230人	14,100人
	(インフルエンザ関連死亡者数)		
	② 流行予測のピーク時の被害		
	1 日新規外来患者数	820人	49,300人
	1 日最大患者数	6,180人	373,200人
	1 日新規入院患者数	60人	3,800人
	1 日最大必要病床数	440床	26,500床

インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

4 発生段階の考え方

発生段階は、東京都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期(都内では未発生) 都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

東京都行動計画の発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部(以下「都対策本部」という。)(本部長:知事)が決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)をした場合には、都対策本部が、緊急事態宣言下で実施する措置を決定するので、区は都と連携し対策を実施する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

荒川区	東京都		東京都基準	都知事と 区長の対応	国の分類	
未発生期	未発生期		新型インフルエンザが発生し	っていない状態。		未発生期
海外発生期	海外発生期		海外で新型インフルエンザカ	が発生した状態。		海外発生期
国内発生早期	国内発生早	期	国内で患者が発生している。 学調査で追える状態で、都内 状態		国内発生早 期	
都内発生早期	都内発生早期			都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
都内感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制) 第二ステージ (院内体制の強化)	都内で新型インフルエンザ 等の患者の接触歴が疫学調 査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査 で追えなくなり、入院勧 告体制が解除された状態 流行注意発令レベル(10 人/定点)を目安とし、 入院サーベイランス等の 結果から入院患者が急増 している状態	知事の 「流行警戒 宣言」 く政府緊急 事態宣言>	国内感染期
		第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、 更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態		
小康期	小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		知事の 「終息宣言」 区長の 「終息宣言」	小康期

第二章 BCP策定の基本的な考え方と体制

1 BCPの目標・基本方針

BCP策定の目的は、実際に新型インフルエンザが発生した場合に、区民の生命を守り、区民生活に不可欠な機能を維持するために、各部が具体的にどのように取り組むべきかを事前に確認することにより、発生直後の迅速かつ円滑な対応を可能なものとすることである。

区民にとって最も身近な基礎自治体としての役割を確実に果たすために、BCPの目標及び方針を以下のとおり定める。

目標 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

(基本方針1) 感染拡大の抑制

(基本方針2) 医療提供体制の強化

目標 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

(基本方針1) 区民生活の維持

(基本方針2) 業務を支える体制の確保

2 危機管理体制

(1)危機管理対策会議の開催

海外における新型インフルエンザ発生の情報を受けた時点で(海外発生期) 健康部長(保健所長)からの要請又は副区長の判断により、必要に応じて「危機管理対策会議」を開催し、情報を共有するとともに、関係部に対し必要な対策を講じるよう要請する。

< 危機管理対策会議の構成員 >

_						
	職			構	成	員
	会長	副区長				
	副会長	総務企画部長、	健康部長			
	構成員	各部の部長				

(2) 荒川区新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

荒川区新型インフルエンザ等対策本部の招集

特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区はその危機にあたって、特措法に基づかない任意の「荒川区新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。」を設置する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国から発せられた場合は、区は任意で設置した対策本部を、 特措法に基づく区対策本部と位置付けて対策の推進を行う。

<対策本部の構成員>

職	構	成	員	
本部長	区長			
副本部長	副区長、教育長			
本部員	各部の部長及び消防吏員			

対策本部の指示事項

- ・区職員・医療従事者などの確保
- ・区の事務事業の取扱い(区立小中学校、保育園などについても含む。)
- ・医療体制の対応
- ・東京都の備蓄する医薬品・防護用品の供給確保
- ・ライフライン確保への調整
- ・区民からの相談窓口の確保
- ・広報・プレスなどの対応
- ・高齢者・障害者への対応
- ・区内企業への対応
- ・その他、緊急を要する事項
- ・対策本部で指示された事項について、各部はその進捗状況を、対策本部を統括する総務企画課 へ報告する。

区内発生宣言及び初動対応

- ・区長は区内での患者発生を確認した時点で、直ちにプレス発表等により「区内発生宣言」を行う。
- ・区内発生宣言が出される段階(区内発生時)の対策目標は、「区内で発生した際の抑え込みの 徹底(封じ込め)と区民への適切な情報提供による混乱の防止及びそれ以降への準備」である。 対策本部の下部組織の設置
- ・区民生活に直接影響のある福祉部、子育て支援部、教育委員会等の方針決定には緊急性を要する場合があることから、特に本部長が認める場合は、それぞれの担当部長等による対策本部の下部組織を設置し、区の方針を決定することができることとする。その際には必ず本部長の判断により最終決定を行う。

事務の代行・応援の要請

- ・政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を行ったときは、新型インフルエンザ等の感染拡大 状況により、区において、その全部または大部分の事務が行えなくなった場合には、都に特措 法第38条に基づく事務の代行を要請する。
- ・区が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために、必要があると認められる場合には、 都に特措法第 40 条に基づく応援を要請する。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため 必要があると認めるときは、特措法第 39 条に基づく他の区市町村に対する応援の要求の規定 の活用を検討する。

緊急事態宣言時の措置の縮小・中止

・政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急 事態宣言時の措置を縮小・中止する。 対策本部の廃止

息宣言」

・政府対策本部の廃止を受けて東京都対策本部が廃止された場合には、区長による「終息宣言」 を行い、対策本部を廃止する。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>

保健所による発生情報収集 日常的に情報収集 未発生期 新型インフルエンザの発生情報入手 WHOや厚生労働省等から情 発生情報の確認・情報収集の強化 報収集、発生を確認 海外発生期 「危機管理対策会議」の開催 健康部長からの要請又は副区長の判断によ り、必要に応じて開催し、情報共有・対応 政府対策 準備 本部設置 国内発生早期 東京都 「荒川区新型インフルエンザ等対策本部」 本部長:区長 対策本部 の設置 *特措法に基づかず任意で本部設置 設置 を行うこともできる 各部は部対策本部等を設置 緊急事態 宣言 <国内発生早期> 都内発生早期 感染予防策励行の呼びかけ、区内発生への対 <都 内 応準備 発生早期 > <都内発生早期> 知事による 感染拡大防止と適切な医療の提供、感染拡 「発生官言」 大に備えた体制の整備 <都 内 <都内感染期> 医療供給体制を維持し、健康被害を最小限に 感染期 > 都内感染期 抑え、区民生活および経済活動への影響を最 知事による 小限に抑える 「流行警戒 <区内発生時> 宣言」 区長による「発生宣言」を行い、各種対策を継 続して実施 政府対策本 部廃止 東京都対策 小 康期 本部廃止 知事による「終

海外での発生情報の入手

<危機管理対策会議の構成> 会 長:副区長 副会長:総務企画部長 健康部長

構成員:各部の部長

<荒川区対策本部の構成>

副本部長:副区長、教育長 本 部 員:各部の部長及び消 防吏員等

「荒川区新型インフルエンザ等対策 本部」の廃止

区長による「終息宣言」を行い、本部廃止

3 BCPの発動と停止の基準

BCPは、区長の判断により強毒性を想定して発動し、その後、発生段階に応じ、対策本部は全庁的な視点から業務の継続、停止について、BCPの対応方針に沿って方向性を決定する。各部においては対策本部の決定を踏まえ、具体的な停止業務、一時停止業務を決定する。これに伴い停止する業務に係っていた人員は応援・交代要員として可能な限り緊急時優先業務に従事する。また、新型インフルエンザが弱毒性であることが判明した時点で区長の判断により、速やかに対応を弱毒性に切替えることとする。

流行が小康期に入った段階で、対策本部が緊急時優先業務の縮小や平常時への復帰について決定し、 各部において具体的な緊急時優先業務の縮小や平常時の業務再開を決定する。最終的なBCPの発動 停止は区長が決定する。なお、発生前の事前準備については、BCPの発動にかかわらず実施する。

第三章 目的達成のための取組

1 目標 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する

(1)基本方針1 感染拡大の抑制

感染拡大を抑制するためには、区民一人一人が、家庭、職場、地域等において、「うつらない」 ための予防策を実行するとともに、万一感染した場合には、他人に「うつさない」ように配慮する よう、自助・共助の取組を地域全体で行う必要がある。

区、医療機関、区民、事業者等が一体となって感染拡大防止策を徹底することにより、感染者の 抑制や、感染拡大のスピードを遅らせ、医療関係機関や社会機能の破綻を防止する。

情報収集の徹底

新型インフルエンザに関する情報については、国や都と連絡を取り合い、迅速に収集する。

感染防止に関する情報提供

新型インフルエンザ対応に関する情報提供を含む広報活動やマスコミへの対応は、原則として総 務企画部広報課が、保健所と連携の上、区全体の窓口として対応する。

ア 区民への情報提供

日頃から新型インフルエンザの感染予防のための啓発を行うとともに、新型インフルエンザの 区内発生があった場合、速やかに区民に情報提供を行う。

日常的な予防の啓発

- ・感染防止に有効な手洗いや咳エチケットについては、ホームページ等で恒常的に啓発を行う。 想定される情報提供内容
- 区長の区内発生宣言
- ・感染拡大防止のための外出自粛の呼び掛け、感染予防策
- ・区内のライフラインに関する情報
- ・区及び官公署行事、イベント中止などの情報
- ・新型インフルエンザ相談窓口
- ・区内発生状況
- ・医療に関する情報

情報提供の方法

- ・ホームページ
- ・区報の特集号の発行
- ・ケーブルテレビ区民チャンネル
- ・広報車
- ・防災行政無線
- ・「安全安心パトロールカー」
- ・学校情報配信システム
- ・マスコミ

イ 議会への情報提供

区で収集した新型インフルエンザに関する情報は、速やかに議会へ報告する。

ウ 関係機関等への情報提供

関係機関等に必要な情報を提供する。

〇 主な提供先

関係機関名	電話番号	FAX 番号
荒川消防署	03-3806-0119	3801-1591
尾久消防署	03-3800-0119	3810-0119
荒川警察署	03-3801-0110	3801-6150
南千住警察署	03-3805-0110	3805-1610
尾久警察署	03-3810-0110	3810-1700
水道局東部第二支所荒川営業所	03-5850-1595	3802-2648
下水道局北部下水道事務所荒川出張所	03-5615-2891	
東京電力エナジーパートナー株式会社東京カスタマ	0120-995-002	
ーセンター		
東京ガス株式会社お客さまセンター	0570-002211	

エ 庁内の情報の共有化

区で収集した情報は速やかに庁内で共有するとともに、区の業務に関係する事業者等に対して 正確に伝達する。

指定管理施設、委託施設等への連絡

指定管理者施設、委託施設等への情報提供は各所管課が対応する。メール等が利用できない施設については、電話やFAX等を利用し確実に情報を伝達する。

問い合わせの対応及び周知情報の共有化

新型インフルエンザに関する区民等からの問い合わせは、それぞれ情報提供を行った所管で対応する。あわせて、提供した情報については、全庁的に共有することとし、インスイートに掲載する。

決定事項等の周知

対策本部で決定した事項や、区長のメッセージ等、各施設に掲示するポスターやチラシ等の 原稿等を全庁的に共有することとし、インスイートに掲載する。

区民の相談に対する対応

ア 一般相談

健康相談以外の区に関する業務状況などの問い合わせについては、秘書課総合相談係で対応する。

イ 教育相談

休校中の児童生徒の教育に関する相談や問い合わせについては、各学校及び教育センターにおいて対応する。

区民の二次感染予防

新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザを疑う症状を有する患者(以下「疑い患者」という。)の症例が把握されず、多くの人が感染を起こすことも考えられることから、区民に対して感染の防止と、社会機能破綻回避のための対策を行う。

ア マスクの着用

区の業務停止以降、自宅へ帰るまで、区はあらかじめ施設に備蓄していたマスクを着用させた 上、帰宅させる。

イ イベント等の中止

2 3 区内で新型インフルエンザ患者が確認された際には、B C P に基づき、区民の健康を守る 為に幼稚園、学校等は休園、休校するとともに、区が主催する講座やイベントは全て中止し、感 染を防ぐため不要不急の外出を控えるよう徹底する。

ウ 区民活動の制限

区民に集会などの各種行事の自粛を要請するとともに、不要不急の外出を控えるよう周知する。

エ 民間施設などの閉鎖や臨時休業

私立の学校、保育園、通所サービス施設などについて、一定期間の閉鎖や臨時休業を行うことを要請する。

施設から帰宅時には備蓄されているマスクを配布し、着用を依頼する。

学校などに行かない子どもたちが、地域で接触しないように注意を促す。

オ 区内事業者への要請

事業者に対し、職場での感染拡大防止対策に努めるよう要請する。

(2)基本方針2 医療提供体制の強化

新型インフルエンザに感染した場合にも、区民が安心して相談ができ、適切な医療機関で受診ができるよう、相談体制を強化する。

相談体制の強化

ア 健康相談

区民からの新型インフルエンザに関する相談や問い合わせに対応するため、荒川区新型インフ ルエンザ相談センターを設置する。

また、感染症診療協力医療機関で外来診療を行い、病原体検査の結果が出るまでの間、経過観察を行う。

医療体制の拡充

ア 発熱相談

患者の早期発見、疑い患者とそれ以外の患者が同一医療機関を受診することによる感染拡大の抑制、特定の医療機関への患者集中回避による適切な医療体制の維持及び、区民への心理的サポートを目的として、発熱者からの相談や問い合わせに対応するため、発熱相談を実施する。

イ 感染症指定医療機関

新型インフルエンザ発生初期には、患者(疑い患者を含む。)は病状の程度にかかわらず入院 勧告の対象となる。保健所は、東京都と入院先を調整の上、感染症指定医療機関の感染症病床に 勧告入院を行う。なお、疑い患者が多数発生し、多くの患者が入院を必要とする場合は、診療協 力医療機関における病原体検査の検査結果が判明後、陽性だった場合のみ、勧告入院を行うこと とする。

防疫体制

保健所は、新型インフルエンザ患者又は疑い患者が発生した時には、患者の行動調査・周囲への 感染拡大防止・診断の確定と患者への入院勧告、接触者調査などを迅速に進める。

ア サーベイランス

国の新型インフルエンザ発生状況や患者情報及び都のサーベイランスシステムなどを活用し、迅速・的確に把握できるよう、日ごろから国内外の情報収集に努め、新型インフルエンザ発生時には、その旨を区民や関係機関に速やかに周知する。

イ 患者調査

新型インフルエンザの感染が疑われる場合には、速やかに感染症法第 15 条に基づく積極的疫 学調査を実施することができる。(検体を採取し、東京都健康安全研究センターへ搬送する。検 査の結果、新型インフルエンザ感染が確定した場合は指定医療機関に移送する。)

ウ 接触者調査

新型インフルエンザは発症する前日から周囲に感染させると想定されていることから、患者調査を行い、接触者調査の範囲を決定する。接触者に対しては、感染を防止するための協力要請(健康観察、外出自粛の要請等)や抗インフルエンザウイルス薬の投与を実施する。

予防接種

ア 特定接種

区職員の対象者に対して接種の必要な場合、関係者の協力を得て、特定接種を行う。

イ 住民接種

区は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、区民等を対象に住民接種を行う。

2 目標 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

(1)基本方針1 区民生活の維持

多数の感染者の発生により生じる、社会・経済活動の停滞が、区民生活や事業者の事業継続に及 ぼす影響を軽減するため、必要な対策を講じる。

区の業務機能維持のための準備

区が業務の継続を行うため、事前に庁舎管理や警備、清掃業務、各種設備の保守点検、消耗品等、必要なサービスや資器材を継続して確保する体制を整える。これらの不可欠なサービスや資器材をリストアップし、資器材については計画的に備蓄(備蓄スペースの確保、資器材搬送体制の整備等を含む)するとともに、区の事業を委託している事業者や指定管理者に対して、発生時における社会機能を維持するための事業継続に向けた協力を要請し、協力内容等については契約書や協定書などで明記する。さらに、当該事業者等のBCP策定の要請も併せて行う。

また、遺体に対する適切な対応を図る必要があることから、事前に火葬業者等に対して、新型インフルエンザ発生に備えBCPの策定を要請するなど、円滑な葬祭・火葬ができるよう努める。

区民の備蓄品等の準備

外出自粛の際の食料や生活必需品について、区民が事前に準備できるように呼び掛けを徹底する。 区の業務機能の維持

窓口業務等については可能な限り開設することとし、サービスの低下を極力抑えるよう、BCPに基づき人員を確保するとともに、ICT(情報通信技術)等の活用などにより対応する。

関係機関等との連携

新型インフルエンザ発生時の迅速で確実な対応を確立するために、東京都や他の行政機関、医師会、警察、消防等との連携を図る。

地域との連携

新型インフルエンザ発生時に独居老人や障がい者の方など、一人で生活をする事が困難な方に対し、生活の維持に必要なサポートを行う。

(2)基本方針2 業務を支える体制の確保

新型インフルエンザが流行しても、区民生活に不可欠な機能を維持するために基礎的自治体として継続するべき業務を確実に遂行できる体制を確保する。

人員体制

ア 職員の安否確認

新型インフルエンザ発生時には、職員自身が感染し、職場にいない職員が多数存在していることが予想される。また、職員自身が感染していない場合でも、家族等の感染若しくは学校・保育施設等の臨時休業や公共交通機関の運転休止や遅延等により出勤することが困難な事態も予想される。このため、各職場においては職員の勤務状況・健康状態を毎日把握し、出勤可能人数を把握して、対策本部に報告を行う。

イ 人員運用

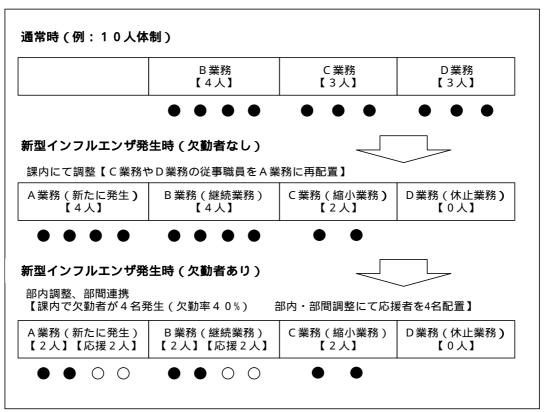
新型インフルエンザ発生時には、新たな業務の発生や業務の停止等により、各課において人員の不足や余剰の状況が発生すると予想されることから、実際の業務量や勤務可能職員数を踏まえ、全庁的に応援体制をとる。

なお、一定のスキルや資格等が必要となる場合は、予め対応可能な応援職員のリストアップや 業務マニュアルを整備することとし、他の部に周知する。

また、BCPの発動期間中、少ない人員で業務を実施せざるを得なくなることから、人員運用の配置計画策定・実施に当たっては、長時間労働による過労や精神的ストレスにより、職員が健康を害することがないよう、交代制勤務を組むなどの配慮を行う。

職員等の不足を補うための代替方法については、事前に医師、保健師、建築技術、保育師などの専門資格や豊富な実務経験を有する区OB職員の活用を中心に検討する。

人員運用の例



ウ 勤務体制ルール

対策本部は、区の業務継続のために必要な人員を確保し、職員の通勤時や勤務時のリスクを低減するため、時差出勤、公共交通機関以外の手段による出勤、在宅勤務、自宅待機、班交代制、宿泊勤務等の導入について決定する。

エ 職員への連絡

対策本部での決定事項等については、各部・課に伝達するとともに、インスイート等を利用して、迅速に情報を共有する。

なお、自宅待機等で職場を離れている職員とは、安否確認と併せて連絡を緊密に行う。 区施設等の対応

ア 区役所業務の一部停止

区内発生宣言以降、区民への感染リスクを減らすため、区役所業務はBCPに基づき実施を決定したものを除き、一時的に停止する。感染拡大防止のため、幼稚園、学校等は休園、休校とし、区が主催するイベント等は中止し、区民へは外出自粛を要請する。

区施設の基本的な対応

	区分	対応
区内区立施設	区分 貸施設等がありイベント等を実施できる施設 荒川さつき会館、サンパール荒川、日暮里 サニーホール、ムーブ町屋、町屋文化センター、アクト21、ひろば館、ふれあい館、あらかわエコセンター、子ども家庭支援センター、工事事務所会議室、旧小台橋小体育館、旧道中体育館、スポーツセンター、スポーツハウス、東尾久運動場、西日は野球場、かり遊園運動場、西新井野球場、生涯学習センター、荒川ふるさと文化館 貸施設がない施設 地下売店、地下展示販売、防災センター、図書館、自然公園、あらかわ遊園	対応 区主催・共催イベント等 ・中止する。 民間主催イベント等 ・自粛を要請する。(実施する場合は、マスクの着用・手洗いの励行を要請する。) 貸施設等 ・貸出し中止に伴う使用料は返還する。・利用申込に対しては当面予約を受け付けない。 ・一般利用の中止(売店等) 休館、休園とする。
	自転車駐車場	・通常どおり開設する。

第四章 各部における業務の整理

1 各部の主な役割

新型インフルエンザが発生し、及び区長による警戒宣言後、各部は以下の役割分担に基づき、区民の生命を守り、区民生活を維持する。なお、職員の健康状態等により、業務遂行に支障をきたす場合、各部において、相互に応援体制をとって対応するものとする。

部		役 割
	1	国、東京都及びその他関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関するこ
		と。
	2	本部会議の設置及び運営に関すること。
	3	関係機関との連絡に関すること。
	4	各部の連絡調整に関すること。
新型インフルエンザ	5	車両等の輸送機関の調達に関すること。
等対策総務企画部	6	財務に関すること。
	7	情報の収集、伝達及び処理に関すること。
	8	相談体制の調整及び統括に関すること。
	9	住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関すること。
	1 0	前号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。
	1 1	その他総務企画部の所管に関すること。
	1	広報等の情報提供に関すること。
新型インフルエンザ	2	広報に関すること。
等対策区政広報部	3	報道機関対応に関すること。
	4	その他区政広報部の所管に関すること。
	1	庁舎の管理に関すること(北庁舎を除く)。
**************************************	2	区職員の感染予防、服務及びり患状況に関すること。
新型インフルエンザ	3	緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関すること。
等対策管理部 	4	情報システムの管理及び運営に関すること。
	5	その他管理部の所管に関すること。
	1	区民生活部に関連する地域団体、関係団体等の連絡調整に関すること。
	2	戸籍等の届出窓口の確保に関すること。
	3	ライフライン情報の収集に関すること。
新型インフルエンザ	4	東京都総務局総合防災部との情報連絡に関すること。
等対策区民生活部	5	警察、消防及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。
	6	備蓄物資の搬送及び配分に関すること。
	7	遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	8	その他区民生活部の所管に関すること。

新型インフルエンザ		
新宝インフルエンリ	1	文化、スポーツ施設等における感染予防に関すること。
一ツ部	2	その他地域文化スポーツ部の所管に関すること。
新型インフルエンザ	1	事業所の事業活動の自粛等に関すること。
等対策産業経済部	2	その他産業経済部の所管に関すること。
	1	ごみの排出抑制に関すること。
新型インフルエンザ	2	ごみの収集に関すること。
等対策環境清掃部 	3	その他環境清掃部の所管に関すること。
	1	福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。
	2	福祉施設の感染予防に関すること。
新型インフルエンザ	3	在宅の高齢者、障害者等の支援に関すること。
等対策福祉部	4	応援職員の調整に関すること。
	5	福祉部に関連する地域団体・関係団体等の連絡調整に関すること。
	6	その他福祉部の所管に関すること。
	1	新型インフルエンザ等の発生の状況の把握に関すること。
	2	新型インフルエンザ等の感染予防等の広報に関すること。
	3	区医師会その他の医療機関との連絡調整に関すること。
	4	医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関するこ
		と。
	5	食品衛生、環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関すること。
→Cπµ / > . → 11 → > . 18	6	区民、医療機関等からの相談に関すること(新型インフルエンザ相談セ
新型インフルエンザ		ンター等の設置)。
等対策健康部 	7	感染症法(積極的疫学調査等)に関すること。
	8	抗インフルエンザ薬に関すること。
	9	新型インフルエンザワクチンに関すること。
	1 0	患者移送に関すること。
	1 1	東京都への報告、調査、検査依頼等に関すること。
	1 2	保健医療に係る国、都等との連絡調整に関すること。
	1 3	その他健康部の所管に関すること。
	1	区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感
ᅂᆒᄼᄾᄀᆘᆍᄾᅷ		染予防に関すること。
新型インフルエンザ	2	区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感
等対策子育て支援部		染状況の把握に関すること。
	3	その他子育て支援部の所管に関すること。
新型インフルエンザ	1	北庁舎の管理に関すること。
新空インフルエンリ	2	他部の応援に関すること。
り部	3	その他防災都市づくり部の所管に関すること。
- 7 DP		

新型インフルエンザ	1	対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。
等対策会計管理部	2	その他会計管理部の所管に関すること。
	1	区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染予
		防に関すること。
新型インフルエンザ	2	区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染状
等対策教育委員会		況の把握に関すること。
	3	教育施設における感染予防に関すること。
	4	その他教育委員会事務局の所管に関すること。
新型インフルエンザ		
等対策選挙管理	1	他部の応援に関すること。
委員会事務局		
新型インフルエンザ	1	小並のではに関すって
等対策監査事務局	1	他部の応援に関すること。
新型インフルエンザ	1	議会との連絡調整に関すること。
等対策区議会事務局	2	他部の応援に関すること。

2 業務区分及び流行の想定

(1)業務区分の再整理

新型インフルエンザが発生した際には新たな業務が発生するが、一方、欠勤等により職員の減少が見込まれる。このため、区民の生命を守るとともに区民生活に不可欠な機能を維持するために必要な業務を職員の出勤状態に応じて限られた人員で実施する必要があることから、「A 新たに発生する業務」、「B 継続業務」、「C 縮小業務」、「D 休止業務」に区分して優先順位を定めることとする。

業務区分

	業務区分	業務内容
A	新たに発生する業務	・感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるため
		の感染拡大防止に関する業務
		・危機管理体制上必要となる業務
	B 継続業務	・住民の生命を守るための業務
		・住民生活の維持に係る業務
通		・休止すると重大な法令違反となる業務
通常業務	C 縮小業務	・継続・休止以外の業務
務		・対面業務等を工夫して実施する業務
	D 休止業務	・多数の人が集まる施設や業務
		・その他、緊急性を要しない業務

(2)流行の想定

荒川区民の約30%がり患する。

- 4割の職員がり患し、7日間欠勤する。
- 一つの流行の波が約2か月継続し、その後流行の波が2~3回来る。

3 対応期間の考え方

業務区分ごとの対応期間



4 各課の事業継続計画

新型インフルエンザが発生して区長によりBCPが発動した際には、各課において、以下の事業継続計画に基づき、業務を遂行する。

各課の事業継続計画の記載ページ

部	課	ページ
KN7E A — TE	総務企画課	2 1
総務企画部	財政課	2 4
	秘書課	2 5
区政広報部	広報課	2 6
	経理課	2 8
经T用 立	職員課	2 9
管理部	営繕課	3 0
	情報システム課	3 1
	区民課	3 2
	戸籍住民課	3 4
区 B 4 还 前	区民施設課	3 6
区民生活部	税務課	3 7
	防災課	3 8
	生活安全課	3 9
	文化交流推進課	4 0
	生涯学習課	4 1
地域文化スポーツ部	スポーツ振興課	4 3
	ゆいの森課	4 5
	地域図書館課	4 7
	産業振興課	
· 수 씨는 사진 '今 cir	経営支援課	4.0
産業経済部	就労支援課	4 8
	観光振興課	
T==1本, = +3 +0	環境課	5 0
環境清掃部	清掃リサイクル課	5 1
	福祉推進課	5 4
	生活福祉課	5 6
카드카니 호IZ	高齢者福祉課	5 7
福祉部	介護保険課	5 9
	障害者福祉課	6 1
	国保年金課	6 3

生活衛生課	6 5			
健康推進課	6 7			
保健予防課	6 9			
子育て支援課	7 1			
児童青少年課	7 3			
保育課	7 5			
荒川遊園課	7 6			
子ども家庭支援センター	7 7			
都市計画課	7 8			
防災街づくり推進課	7 9			
施設管理課	8 0			
道路公園課	8 2			
建築指導課	8 4			
会計管理課	8 5			
教育総務課	8 6			
教育施設課	8 7			
学務課	8 8			
指導室	8 9			
教育センター	9 0			
選挙管理委員会事務局				
監査事務局				
議会事務局				
	健康推進課 保健予防課 子育支援課 児童青少年課 院門遊園課 子が意園課 子が前週課 子が前週課 子が前週報 防災街で理課 道路では 道路では 道路では 道路では 道路では 道路では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部では 一部			

部 名 総務企画部 課 名 総務企画課						
A 新たに発生する業務	必要人員					
(総務係)	1名					
庁有車・自転車の管理及び配車(インフルエンザ対応に必要な配車計	画)					
(企画係)	5 名					
荒川区新型インフルエンザ等対策本部、危機管理対策会議の設置、運	営に関す (2名)					
ること。						
国、東京都、その他関係機関との協議、交渉、要請などの統括に関す	ること。					
関係機関との連絡に関すること。						
各部の連絡調整に関すること。	(3名)					
情報の収集、伝達及び処理に関すること。						
相談体制の調整及び統括に関すること。						
住民からの問合せの対応及び要望のとりまとめに関すること。						
上記に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。	Į					
(男女平等推進センター)	2名					
中止する事業の周知業務						
施設の使用中止についての周知業務						
【緊急事態宣言時の措置】						
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等	手の要請					
等に関する区民等への周知・徹底						
B 継続業務	必要人員					
(総務係)	3名					
公益通報対応						
庁有車・自転車管理						
勤怠等庶務事務						
議会関係事務						
他の部に属しないこと。						
(企画係)	2名					
各部との連絡調整に関すること。						
(文書係)	1名					
公印管理						
C 縮小業務	必要人員					
(総務係)	B 業務担					
寄附金受領	当で対応					
各種支払い等庶務事務						
(企画係)	B 業務担					
庁議、特別庁議、全管理職会議、全課長会議、庶務主管課長会の運営	に関する 当で対応					
こと。						
窓口延長・日曜開庁に関すること。						
指定管理者制度に関すること。						

(文書係)	B 業務担
デジタル印刷機、オフセット印刷機、軽印刷機等による印刷業務 (注意喚起は	当で対応
HP 等において実施し、PR 用印刷物の作成はしないものとする。)	
必要最小限の文書交換事務	
郵便物の仕分	
議案作成作業	
(男女平等推進センター)	A 業務担
こころと生き方・DV なんでも相談	当で対応
D 休止業務	必要人員
(総務係)	B 業務担
荒川区保護司会関係事務	当で対応
特別職報酬等審議会	
包括外部監査	
公益通報研修会	
あらかわタウンミーティング	
荒川区関係団体連絡会	
個人情報保護運営審議会	
行政不服審査会	
(企画係)	B 業務担
顧問会議に関すること。	当で対応
計画、調査に関すること。	
答弁調整に関すること(議会の開催状況に応じて判断するが原則として休止)。	
跡地活用に関すること。	
(人権推進係)	4名
講演会等イベント	
人権研修	
地区人権擁護委員連絡会	
(男女平等推進センター)	A 業務担
男女平等推進センター貸館業務、交流コーナーの利用、各種講座、講演会	当で対応

使用中止施設

【荒川さつき会館】

- ・使用団体へ個別の電話連絡により会館使用中止について周知
- ・HP・施設での張り紙などで事業、施設利用の中止の周知を行う。

【情報提供コーナー・地域活動支援コーナー】

・原則として閉鎖

【男女平等推進センター(アクト21)】

- ・施設予約者へ電話連絡により、センター使用中止について周知
- ・HP・施設での張り紙、施設予約システム画面などで施設利用中止の周知

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 27 名】【出勤人数 16 名】【必要人員 18 名】

(総務係)

各人がいくつかの業務を兼ね、A~Cの業務を3名体制で対応するものとする。ただし、他に属さない業務が発生した場合は、最低2名の応援が必要である。

(企画係)

6割の職員が出勤できれば対応可能

荒川区新型インフルエンザ等対策本部、危機管理対策会議の事務等、意思決定が必要な事業 は管理職が最低 1 名いれば企画係全体で対応できる。管理職不在の場合は副区長に判断を依 頼する。

(文書係)

常勤1名が出勤できれば対応可能

(男女平等推進センター)

常勤2名が出勤できれば対応可能

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

訴訟関係事務

こころと生き方・DV なんでも相談

今後の課題

なし

	手 美	ルコー 四 4					
部	名	総務企画部	į	課名	財	政課	
Α	新たは	工発生する業務	•				必要人員
新型インフルエンザの発生により、緊急に予算措置・執行しなければならた							2名
	い経費等への対応						
新型インフルエンザ等対策総務企画部の優先順位の高い事務分掌に対応する						応する	2 名
	ため、	総務企画課と調整し総務企	画部内	の他課へ	職員を派遣		
【 §	《急事態》	宣言時の措置】					
	都が行	う不要不急の外出自粛の要請	、施設	段の使用制	限・催物の開催制限等	の要請	
	等に関す	する区民等への周知・徹底					
В	継続第	美務					必要人員
	予算の	編成・執行管理、財政調査	事務等	Ě			A 業務担当
							で対応
С	縮小ӭ	美務					必要人員
	なし						
D	休止第	美務					必要人員
	なし						
使用	甲中止於	运 设					
	なし						
A	~ (の *	養務を実施するための体	制等	r 1	部昌数 Q 名】【出勤 L 数	5.217	
' '		ではライン担当事務を行う					
		ではブイン担当事物を行う が出勤不能の場合は、その			-		3当者の両者が
		が出勤不能の場合は、この 能となる場合も考慮し、下詞				•	
		能となる場合で与慮し、下 担当者が出勤不能の場合)				ע ליטיזני ⊘	0
	•	ŕ				当者が対	凉
	(ライン担当が両者出勤不能の場合) 前任者又は他のラインの担当者が対応						
専	門的なス	スキルや資格を必要とす	る業績	 務(再掲)		
	予算編	成システムの管理・運用					
今往	多の課 題						
	なし	_					
	<u>_</u>						

	70H FI 2	1					
部名	区政広報部	課名	秘書課				
A 新たに	発生する業務			必要人員			
なし							
B 継続第	美務			必要人員			
(秘書係)				4名			
区長・	副区長関係秘書業務及び契約、	職員出退勤	などの日常業務(4名)				
(総合相談	系)			6名			
日常業	務			(内訳:常勤職			
窓口総	合案内			員3名+非常			
庁内カ	ウンター二人一組で二組体制 (4名)		勤職員3名)			
電話等	への対応 (2名)						
C 縮小ӭ	美務			必要人員			
(秘書係)				B 業務担当			
区長・	副区長秘書業務(外部との面会	※及び式典等	への出席)	で対応			
不正防.	止委員会業務は、庁舎内で開催	するのでは	なく、電話、FAX、インター				
ネット	などの活用により開催する。						
(総合相談	係)						
なし							
D 休止對	美務			必要人員			
(秘書係)				B 業務担当			
区政功:	労者表彰式、新年祝賀式			で対応			
(総合相談	系)						
所管業	務						
使用中止於	运 設						
なし							
A ~ C の i	美務を実施するための体制等		員数 10 名】【出勤人数 6 名】【				
(秘書係)							
区長・	副区長職に関する秘書業務及び	その他日常	業務として、4名				
(総合相談	系)						
来庁者	来庁者数の多少及び電話での問い合わせ数を判断して、配置人員を調整しながら常勤職員(
名及び非常勤職員3名で実施							
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)							
なし							
今後の課題	<u> </u>						
なし							

	*未产剂[i] 巴				
部	名	区政広報部	課名	広報課	
Α	新たに発生	する業務			必要人員
(報	道映像係)				1名
	感染拡大防止	:啓発広報に関する業務			
	区の緊急対応	内容、窓口実施業務等の	広報に関す	る業務	
(広	報係)				1名
	区報特集号「	新型インフルエンザ」の	発行		
【緊	急事態宣言時	の措置】			
	都が行う不要	不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限等の	
	要請等に関す	る区民等への周知・徹底	5		
В	継続業務				必要人員
(報	道映像係)				1名
	マスコミへの	情報提供に関する業務			
(広	:報係)				4名
	区報発行業務	;			
	ホームページ	による情報提供業務			
	SNS による情	報提供業務			
С	縮小業務				必要人員
(報	道映像係)				2名
	ケーブルテレ	ビ区制作番組編成業務			
	マスコミ情報	の収集業務(クリッピン	′グ)		
(広	報係)				2名
	区勢概要等印	刷物発行業務			
	区報 Jr . 発行	丁業務			
D	休止業務				必要人員
(報	道映像係)				
	区行事関係の	広報業務			
	ビデオ広報等	の貸出し、及び窓口業務	ž		
	区制作番組の	ダビング業務、区関連が	び送番組の録	画業務	
(広	報係)				
	広報実務者連	絡会開催業務			
使月	中止施設				
	なし				
Α ~	· C の業務を	実施するための体制等		 員数 9 名】【出勤人数 5 名】【必	
	道映像係)				
	•	マスコミ対応、ケーブル	レテレビ対応	- 「等では、管理職1名、職員4	4名で対応でき
	る。				
(広	報係)				
	区報で5名、	ホームページや SNS に対	応スキルの	ある職員2名で対応できる。	
L					

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

ホームページや SNS による情報提供業務

庁有車運転資格(区民向け広報の手段のひとつとして)

今後の課題

なし

LTA	性形に 四 1 - 「			
部名	音里部	課名	経理課	
A 新				必要人員
(庶務係)			2名
来点	者に対する新型インフルエンザ	に関する情報	、本庁舎窓口業務等の状況	
につ	いての周知			
(契約係	()			 1名
新型	! !インフルエンザ対策物品等緊急	を要する調達	に関する契約事務	
(検査係	()			 1名
新型	· !インフルエンザ対策物品等緊急	を要する調達	に関する検査事務	
【緊急事	態宣言時の措置】			
都た	行う不要不急の外出自粛の要請	、施設の使用	制限・催物の開催制限の要	
請等に	関する区民等への周知・徹底			
B 継	 売業務			
(庶務係				1名
· 庁舎	· ·管理(冷暖房・電気設備等の運	転管理、巡視	等)業務、電話交換業務	
(契約6	()		- ,	2 名
•	´ 」どおりに実施できない案件につ	いて、所管や	契約の相手方との調整、契	
	手続業務			
工事	、製造その他の請負契約			
契約	手続に係る情報公開請求事務			
登錄	業者の資格審査、登録確認のた	めの調査及び	入札参加停止に関する事務	
(検査係	()			 1名
検望	事務			
C 縮	 小業務			必要人員
(庶務係	(1)			B 業務担当
庁舎	の計画及び総合調整			が対応
(管財用	地係)			1名
公律	財産の管理についての総合調整	、普通財産の	管理	
D 休				必要人員
なし	,			
使用中				
なし				
A ~ C	の業務を実施するための体制]等 【職員	 員数 18 名】【出勤人数 10 名】	 【必要人員 9 名】
————— 各係	の業務を支障なく遂行するため	、庶務係3名	、管財用地係 1 名、契約係	3 名、検査係 2
名を	確保するとともに、連絡体制を	強化する。		
専門的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務(再掲)	
なし	,			
今後の	 果題			
なし				

		元司 四 』					
部	名	管理部	課	名	職員課		
Α	新たり	こ発生する業務	•			必要人員	
	職員の	インフルエンザリ患状況報告の	受付・賃	集計	及び対策本部への報告	5 名	
	各職場	の感染状況に応じた必要な職員	の臨時酉	己置	等、応援体制の確保		
【累	冬急事態	宣言時の措置】					
	都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の	使用	制限・催物の開催制限の要		
	請等に	関する区民等への周知・徹底					
В	継続	業務				必要人員	
()	、事係)					4~7名	
	職員の	出怠勤状況の把握 (2名)					
(絍	3与係)						
	給与等	支払業務					
(通常:	2名、2・3・5・6月:4名、4・	· 11 · 12	月:	5名)		
С	縮小達	業務				必要人員	
(福	[利係)					2名	
	地下食	堂、売店(区の業務が制限又は	は縮小され	れた	場合、一般区民の利用を中		
	止し、職員用の食事の確保対策として継続)						
	区互助	会(支払業務のみ)					
	共済組	合、社会保険関係業務					
	公務災	害(必要最低限の業務のみ実施	[認定申	請領	§])		
D	休止	業務				必要人員	
(福	副利係)						
	健康相	談、健康診断					
	被服事	務					
()	、材開発	係)					
	研修業	務					
()	、事係)						
	昇任選	考、職員表彰					
使月	用中止放	 色設					
	なし						
Α -	~ C のき	業務を実施するための体制等	等(職員	数 28 名】【出勤人数 16 名】【』	必要人員 14 名】	
	被害想定職員4割欠勤でも実施できる体制である。						
	常勤職員 28 名×6 割出勤 16 名						
専門	門的なこ	スキルや資格を必要とする美	業務(再	掲)		
	給与支払事務						
	人事関係事務						
今後	後の課題	·····································					
	なし						

部名	管理部	課名		営繕課			
A 新たに	こ発生する業務			必要人員			
なし							
B 継続業	養務			必要人員			
(計画営繕	係)						
工事請	負代金の支払業務(前払い金、	竣工払い金	など)	3名			
C 縮小学	 美務						
(営繕第一	—————————— 係、営繕第二係、電気設備係、	機械設備係)				
工事監	理業務(工事現場の安全確保)			14 名			
D 休止對	 美務			必要人員			
(技術管理	担当)						
区内建	設協会との技術講習会(研修会	€)		1名			
(営繕第一	係、営繕第二係、電気設備係、	機械設備係)				
請負業	者との工程、施工等に関する定	例会または	打合せ会	Cの業務担			
				当で対応			
使用中止於	色 設						
なし							
A ~ C の i	業務を実施するための体制€	等 【職員	数 31 名】【出勤人数	数 18 名】【必要人員 17 名】			
A ~ C Ø	A~Cの業務を担当する係の6割出勤を想定した体制である。						
専門的なえ	スキルや資格を必要とする勢	業務(再掲)				
なし	なし						
今後の課題	<u> </u>						
なし							

	尹未從《	UHI					_			
部	名		管理部		課	名		情報	システム	注
Α	新たは	発生す	る業務							必要人員
	情報共	有の支援								1名
【累	※急事態 :	宣言時の	措置】							
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底										
В	継続第	 €務								必要人員
	業務系 の管理:		(住民記録	・住民税・	福祉等の	の住	民情	青報を取り扱うき	/ステム)	2名
			(財務会計 の管理運用	・文書管理	里・職員	グル	, –	プウェアなど区	の内部情	2名
	庁内ネ	ットワー	クの管理運用	用(セキュ	リティ	対策	含	む)		1名
	施設予	約システ	ムの管理運用	Ħ						1名
С	縮小第	 美務								必要人員
	なし									
D	休止第	美務								必要人員
	情報シ	ステム課	が主催する	内部研修						B 業務担当
	セキュ	リティ外	部監査							6 名で対応
使月	 用中止が	 								
	なし									
Α,	~ C の賞	養務を実	施するため	の体制等	等	【職員	員数	7 12 名】【出勤人	数 7 名 】【』	必要人員7名】
	業務系	システム	、情報系シス	ステム、施	設予約:	シス	テ	ム、電子申請シス	ステム、ロ	DC (インタ
	ネット	データセ	ンター)へ	ルプデス?	ウ、庁内	ネッ	ト	ワーク等の運用	管理を委託	もしている事業
	者との	調整を図	り、通常どる	おりにシス	、テムを	稼動	でき	きる体制を確保で	する。	
専	門的なえ	スキルや	資格を必要	更とする業	業務(昇	再掲)			
	なし									
今往	後の課 是	頁								
	なし									

】 争耒継続	ルロ 1 四 4						
部名	区民生活部	課名	区民課				
A 新たli	 こ発生する業務			必要人員			
(庶務係、	(庶務係、荒川地域事務係及び各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里))						
地域団	12 名						
各町会	等地域団体に対するインフルエ	ンザに関す	る情報提供及び連絡調整	(各2名)			
【緊急事態	宣言時の措置】						
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限等の				
要請等	に関する区民等への周知・徹底	5					
B 継続業	 美務			必要人員			
(庶務係)							
区営掲	示板(ポスター掲示)			1名			
火災等	の見舞金(火災発生時)			1名			
区民交	通傷害保険(保険の加入)			1名			
荒川区	町会連合会に対する情報提供			1名			
区民葬	儀に関すること(葬儀社の紹介	`ほか)		1名			
(庶務係、	荒川地域事務係及び各区民事務	所(南千住	・町屋・尾久・日暮里))				
地域の災	害時の状況調査、情報収集等			7名			
				(庶務係 2			
				名、他各1名)			
(統計係)							
各種統	計調査			4名			
・実施	機関でもある国の判断によるこ	ことになるか	、調査員への感染防止等を				
考える	と、調査実施中に感染が拡大し	ノた場合には	継続実施をするのは困難で				
あると	思われる。中止と判断した場合	合には、早急	に調査員、指導員へ連絡を				
し、調	査業務を中止させる。						
-							
C 縮小学	美務 			必要人員			
(庶務係)							
	談所での相談業務(一部他の相		紹介で対応)	3名			
,	務所(南千住・町屋・尾久・日						
住民基	本台帳事務ほか各区民事務所窓	『口業務		A·B 業務担			
				当 12 名(各 3			
				名)で対応			

D 休止業務	必要人員
(庶務係)	
町会長のつどい、日赤研修会	B 業務担当
公有財産の管理に関すること	3 名で対応
(荒川地域事務係及び各区民事務所(南千住・町屋・尾久・日暮里))	B 業務担当
ひろば館及びふれあい館受付事務	5 名で対応
各地域の町会連合会会議の開催	
地域の子どもまつり等イベント	
(統計係)	B 業務担当
各種統計調査	4 名で対応
・実施機関である国が、調査を休止すると判断した場合には休止とする。	

使用中止施設

【各ひろば館及びふれあい館】

・HP 及び施設における張り紙などにより、事業及び施設利用中止の周知を行う。

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 47 名】【出勤人数 28 名】【必要人員 23 名】

(庶務係)常勤5名

(荒川地域事務係)常勤2名

(南千住・町屋・尾久・日暮里区民事務所)常勤各3名

(統計係)常勤4名

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

住民基本台帳事務ほか各区民事務所業務

今後の課題

なし

<u> </u>					
部	名 区民生活部	課名	戸籍住民課	Ę	
A 刹	たに発生する業務	1		必要人員	
遺	 体収容所の開設及び運営				
・死	- 亡者が増加し、火葬場の火葬能力の	D限界を超え	ることが明らかになった場		
合	に、遺体を一時的に安置するため <i>0</i> .)収容所を開	設する。		
・遺	体の保存のために必要な保存剤(I	ドライアイス)及び遺体からの感染を防		
<	ための非透過性納体袋等の物資を確	笙保する。			
【緊急	事態宣言時の措置】			0.67	
埋	葬・火葬の特例等			6名	
・火	葬場の経営者に対する火葬炉の稼働	夢請			
・遺	体の埋火葬に係る墓地、火葬場等に	こ関連する情	報の広域的かつ速やかな収		
集	及び遺体搬送の手配等の実施				
都	が行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要		
請	等に関する区民等への周知・徹底				
B 組	送続業務			必要人員	
(管理	証明係)				
郵	送対応業務 (戸籍謄抄本、住民票	等)		4名	
郵					
自	動交付機の監視等、運用事務			1名	
(住民	(住民記録係)				
郵	送対応業務 (転出届)			6 名	
				_	
	籍届出及び通知に伴う住民記録内部			6名	
	市区町村からの住基関係の確認事務	务			
(戸籍	,				
戸	籍届出事務及び火葬許可申請等]	
_		_		8名	
尸	籍・戸籍の附票の在籍等の確認事務	5		J	
C 紹					
-	·····································			~×/\×	
,	□□・ハック ロでの住民票、戸籍謄抄本等の発行	事務		8名	
	ロマのはは然、ケ福温が平分の元 送請求による発行事務を行う。	J J - 373		· -	
L					

D 休止業務	必要人員
(管理証明係)	B·C 業務担
閲覧等、その他の事務	当で対応
・閲覧は、緊急なものについては、柔軟に対応する。	
(住民記録係)	
転入、転居等の届出、印鑑登録等窓口の届出が定められている事務	
・転入、転居については、14 日間以内の届出期間があることを周知する。	
・閉庁期間が長期にわたる場合、届出期間については柔軟に対応する。	
・マイナンバーカード交付事務	

使用中止施設

マイナンバーカード窓口(セントラル荒川ビル6階10/11まで、10/15からは本庁舎)

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 41 名】【出勤人数 24 名】【必要人員 39 名】

職員の出勤が6割とすると、業務に係る時間については件数の変更がないと仮定すれば約1.6 倍増加する可能性がある。

職員配置は窓口業務を優先し、他の業務については窓口配置以外の職員で実施するため、通 常時より遅れが発生する。

実際には件数の増減、出勤してくる職員によっては業務に対する習熟度の違い等により通常の担当以外の業務については処理時間が増加することが見込まれる。

職員の出勤態勢(6割)の状況は、窓口に来所するお客さまの了解は得られると考える。かつ、区民事務所職員や部内の当課 OB 職員を可能な限り活用する。

遺体収容所の運営に関しては、24 時間受付が可能な体制を確保する。(2 名×3 交代 = 6 名)

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

B及びC業務に関して、それぞれの業務に係る法律上の知識が必要となる。

今後の課題

OB 名簿の作成

部名	区民生活部	課名	区民施設課	Ę		
A 新 <i>t</i>	たに発生する業務	1		必要人員		
(施設計	画係及び施設支援係)			6名		
ひろ	ば館及びふれあい館の被害状況は	こついての情	報収集			
使用	中止施設(ひろば館及びふれあい	1館)につい	ての周知業務			
【緊急事	態宣言時の措置】					
都が	行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要			
請等	に関する区民等への周知・徹底					
B 継糸	売業務			必要人員		
なし						
C 縮/	 N業務			必要人員		
なし						
D 休」	上業務			必要人員		
なし						
使用中山	 上施設					
【各ひろ	ば館及びふれあい館】					
・HP 及び施設における張り紙などにより、事業及び施設の利用の中止の周知を行う。						
A ~ C 0	D業務を実施するための体制	等【職員	員数 12 名】【出勤人数 7 名】【』	必要人員6名】		
(施設計	(施設計画係)常勤5名					
(施設支	援係)常勤2名					
	専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)					
なし						
今後の記	果題					
なし						

部名	区民生活部	課名	税務課	
A 新た	に発生する業務			必要人員
なし				
B 継続	 業務			必要人員
(税務係)				
税証	E明書の発行に関する業務			1名
税の)収納に関する業務			1名
軽自	動車税の申告受付に関する業務	5		1名
自動)車臨時運行許可に関する業務			1名
(課税係)				
税申	=告書の受理に関する業務			1名
電話	託による税申告にかかる相談業務	5		1名
(納税促進	「係)			
電話	fによる納税相談にかかる業務			2名
C 縮小	 業務			必要人員
なし				
D 休止	 業務			必要人員
(課税係)				
窓口に	おける税申告にかかる相談業務	5		B 業務担当
(納税促進	基係)			で対応
窓口に	おける納税相談にかかる業務			B 業務担当
				で対応
使用中止	 施設			

伊用屮止他設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 56 名】【出勤人数 33 名】【必要人員 8 名】

- (1) 及び の業務は税務係が中心で取り扱う。(2名)
- (2) 及び の業務は税務係軽自動車税担当が中心で取り扱う。(2名)
- (3) 及び の業務は課税係が中心で取り扱う。(2名)
- (4) の業務は納税促進係が中心で取り扱う(2名)
- (1)から(3)について、各係の常勤職員の欠勤者が5割を超えた場合、各係の従事経験を有 する職員を応援させ対応する。
- (4)について、納税促進係の常勤職員の欠勤者が5割を越した場合、業務を休止する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

荒川区特別区税徴税吏員

今後の課題

部	名 区民生活部	課名	防災課		
A 弟	新たに発生する業務	1		必要人員	
(防災	管理係・防災事業係)			2名	
防	災行政無線(屋外子局等)及び MCA	無線等を活	用した情報提供		
防	災用備蓄品の搬送・配分				
【緊急	事態宣言時の措置】				
都	が行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要		
請	等に関する区民等への周知・徹底				
B &	坐続業務 ************************************			必要人員	
(防災	管理係・防災事業係)			2名	
都	3・防災関係機関との情報連絡の確保	₹			
警	戒待機者制度				
C &	宿小業務			必要人員	
な	:0				
D f	木止業務			必要人員	
(防災	管理係・防災事業係)			A·B 業務担	
起	震車の派遣			当で対応	
防	災センター(1 階展示室及び研修室) での普及			
普	及啓発等のイベント				
避	避難所開設運営訓練等の各種訓練及び訓練実施に伴う資機材等の運搬				
小	型防火水槽の点検、C級ポンプ等の	点検			
使用「					

【防災センター】

- ・使用予定者へは、電話連絡により施設使用の中止について連絡
- ・HP・施設での張り紙などで施設使用の中止を周知

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数8名】【出勤人数4名】【必要人員4名】

(防災管理係)常勤2名 (防災事業係)常勤2名

防災用備蓄品の配送・配分作業に必要な人員及び車両は、 人員 = 部内他課、 車両 = 総務 企画部、東京都及び民間事業者への要請、により確保する。

警戒待機者にり患者が生じ、欠員等が生じた場合は、防災課職員及び他部課の応援により人 員を確保する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

なし

今後の課題

【事業継続	気計画』	•			
部名	区民生活部	課名	生活安全課	Į.	
A 新たI	こ発生する業務			必要人員	
(交通安全	係・生活安全係)				
安全・	安心パトロールカーによる感染	⋭防止策、情	報提供等の広報活動	5名	
(各車両	1名乗車で、3車両運用)				
【緊急事態	宣言時の措置】				
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要		
請等に	関する区民等への周知・徹底				
B 継続i	業務			必要人員	
(生活安全	係)				
地域防	犯に係る警察等関係機関との連	終調整に関	すること。	2名	
有事法	制、テロ対策等に関すること。			-	
危機管	理対策本部の運営に関すること	-0			
C 縮小詞	業務			必要人員	
なし					
D 休止	業務			必要人員	
(交通安全	係)				
交通安	全に関する講習・催物の実施及	なび交通安全	対策協議会の開催等		
(生活安全	係)			A~C 業務	
安全・	安全・安心ステーション(日暮里・町屋・荒木田・峡田)の閉鎖 担当で				
安全・	安心パトロールカーによる区内	防犯パトロ	ール] (),,,,,,	
	席、防犯イベント等				
	関連補助金申請の窓口受付				
使用中止抗	施設				
【安全・安	心ステーション】				
A ~ C の	A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 8 名】【出勤人数 4 名】【必要人員 7 名】				
管理職以下常勤等8名で対応(人数が満たない場合は他所管からの応援により対応する)					
専門的な	スキルや資格を必要とする美	業務(再掲)		
なし					
今後の課題	通				
なし					

▲争耒継	統計画】			
部名	地域文化スポーツ部	課名	文化交流推進	課
A 新た	- に発生する業務			必要人員
(文化振興	8係、都市交流係)			
中止す	る事業の周知業務			5名
文化旅	設の休館及びイベント中止の周	知業務		
【緊急事態	宣言時の措置】			
都が行	うる不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要	2名
請等に	関する区民等への周知・徹底			
B 継続	業務			必要人員
なし				
C 縮小	 業務			必要人員
なし				
D 休止	 業務			必要人員
(文化振興	以 係)			A 業務担当
各種イ	ベント講座等の中止			で対応
公有則	産の管理に関すること			A 業務担当
(都市交流	孫)			で対応
日本語	教室、日本語サロン、茶道教室	医等講座及び	留学生の派遣・受入	
使用中止	tait			
	心政 ·ル荒川、日暮里サニーホール、		•	
	·ルボ州、口春至リニーホール、 「への個別電話連絡により施設利			
	・、の個別電品度品により施設を とでの張り紙等で、事業・施設和			
	業務を実施するための体制	-		必要人員5名】
-	图係)常勤4名	<u> </u>		22/02/01/2
(都市交流	孫)常勤1名			
専門的な	スキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
総合施	設予約サービス(文化施設予約) に関する		
今後の課	題			
なし				

部名	地域文化スポーツ部	課名	生涯学習詞	 課	
A 新た	に発生する業務			必要人員	
なし					
B B 継続				必要人員	
なし	天 4刀			少女八兵	
C 縮小	業務			必要人員	
(生涯学習	振興係、生涯学習事業係)			3名	
生涯学	習・スポーツポータルサイトに	こよる各種の	情報提供	指定管理	
施設予	約システムによる施設利用予約	的受付		施設各1名	
指定管	理施設との連絡調整				
経理事	務				
D 休止	業務			必要人員	
(全係)				C 業務担当	
講座・	講演会・催し・会議等			で対応	
(生涯学習	振興係)			1 名	
社会教	社会教育委員の会議、青少年委員定例会・各部会・ブロック会				
(町屋文化	ズセンター、生涯学習センター、	清里高原口	ッジ・少年自然の家)	振興係1名	
施設窓	『口における利用申請、施設利用	用の取り消し	に伴う利用料金の返還	指定管理	
				施設各1名	
(地域学習	· 支援係)			1名	
講座等	を休止				
(荒川ふる	さと文化館)			2名	
埋蔵文	化財調査				
講座、	文化財保護審議会、文化財保証	雙推進員会			
施設窓	『口における利用申請、施設利用	用の取り消し	に伴う利用料金の返還		

使用中止施設

【荒川ふるさと文化館、町屋文化センター、生涯学習センター、清里高原ロッジ・少年自然の家、 荒川コミュニティカレッジ(地域学習支援係)】

- ・施設予約団体、施設予約者、講座受講者等へ個別の連絡により、施設利用中止について周知
- ・HP・施設での張り紙などにより、事業や施設利用の中止について周知

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 20 名】【出勤人数 12 名】【必要人員 3 名】

(全体)

1名

(生涯学習振興係) 3名

(生涯学習事業係) 2名

(地域学習支援係) 1名

(荒川ふるさと文化館)2名

<参考>

町屋文化センター(指定管理者職員2名)

生涯学習センター(指定管理者職員2名)

清里高原ロッジ・少年自然の家(指定管理者職員2名)

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

なし

今後の課題

部名	地域文化スポーツ部	課名	スポーツ振興	謀
A 新たに	発生する業務	·		必要人員
スポー	ツ施設の休館及びスポーツ事	業中止の周	知業務	B·C 業務担
				当で対応
【緊急事態	宣言時の措置】			B·C 業務担
都が行	う不要不急の外出自粛の要請	、施設の使	用制限・催物の開催制限の	当で対応
要請等	に関する区民等への周知・徹	底		
B 継続業	美務			必要人員
(スポーツ	振興係、スポーツ事業係)			3名
電話に	よる問合せへの対応			
経理事	務			
C 縮小業	美務			必要人員
(スポーツ	振興係、スポーツ事業係)			3名
荒川総合スポーツセンター[令和元年度(平成31年度)は休館]とあらかわ遊				
園スポーツハウスとの連絡調整を、電話・FAX・インターネット等を活用して				
対応				
施設予約				
D 休止業	美務			必要人員
(全係)				2名
事業打1	合せ・催し・教室・自主研究会	・講習会等		
(スポーツ	振興係)			2名
親子で	体力アップ推進事業、城北五区	ጀ親善大会、	東京都釣魚大会、友好都市	
スポー	ツ交流事業(つくば市) 広域は	重携スポーツ	/事業(第2ブロック) 等	
(スポーツ	事業係)			3名
スポー				
ラジオケ				
あらス				
教室、				
ートに	よるレベルアップ塾 等			
(荒川総合)	スポーツセンター、あらかわ遊	園スポーツ	ハウス)	各施設2名
施設窓	口における利用申請			
(市田山上)	±≐π			

使用中止施設

【 荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、南千住野球場、東尾久運動場、区 民運動場、あらかわ遊園運動場、西荒井橋野球場、少年運動場 】

- ・使用団体、施設予約者、教室受講者等へ個別の連絡により施設利用中止について周知
- ・ HP や施設での張り紙などで事業、施設利用中止について周知

A~Cの業務を実施するための体制等 【職

【職員数 13 名】【出勤人数 7 名】【必要人員 6 名】

必要職員数 6名

当初は休止業務の連絡・調整等6名で対応するが、その後は3名でも対応可能 施設協力体制

荒川総合スポーツセンター(指定管理者職員2名) あらかわ遊園スポーツハウス(非常勤職員又は管理運営受託業者職員2名)

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

なし

今後の課題

A 新たに発生する業務 必要人員 (管理・施設係) 3名 閉館決定連絡 感染状況把握 施設内の清掃・消毒の徹底 1名 (サービス係) 1名 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 2名 (文学館係) 1名 吉村昭記念文学館の閉館周知 2名 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 (管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 の要最小限の文書交換事務 必要人員 (管理・施設係) 必要人員 (管理・施設係) 必要人員
閉館決定連絡 感染状況把握 施設内の清掃・消毒の徹底 (サービス係) 1名 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 (文学館係) 1名 吉村昭記念文学館の閉館周知 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 C 縮小業務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務 D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 1名
感染状況把握施設内の清掃・消毒の徹底 1名 (サービス係) 1名 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 1名 (文学館係) 1名 吉村昭記念文学館の閉館周知 2名 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 (管理・施設係) 1名 動怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 2名
施設内の清掃・消毒の徹底 (サービス係) 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 (文学館係) 吉村昭記念文学館の閉館周知 【緊急事態宣言時の措置】
(サービス係) 1名 図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 1名 (文学館係) 1名 吉村昭記念文学館の閉館周知 2名 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 (管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要人員 の安最小限の文書交換事務 必要人員 (管理・施設係) 必要人員 (管理・施設係) 2名
図書館の閉館、サービス休止等の情報提供 (文学館係) 吉村昭記念文学館の閉館周知 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理・施設係) 勤怠等庶務事務 C 縮小業務 必要人員 (管理・施設係) 各種支払い等庶務事務 必要人員 D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 名種支払い等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 名種支払い等庶務事務 必要人員
(文学館係) 1名 吉村昭記念文学館の閉館周知 2名 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 【管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 必要人員 【管理・施設係) 必要人員 【管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要人員 D 休止業務 必要人員 【管理・施設係) 必要人員 【管理・施設係) 必要人員
吉村昭記念文学館の閉館周知 2名 【緊急事態宣言時の措置】 2名 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 B 継続業務 必要人員 (管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要人員 の安最小限の文書交換事務 必要人員 (管理・施設係) 2名
【緊急事態宣言時の措置】 2名 が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 必要人員 (管理・施設係) 1名 効怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 4名 必要人員 の要最小限の文書交換事務 必要最小限の文書交換事務 必要人員 (管理・施設係) 2名
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務
請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務
B 継続業務必要人員(管理・施設係) 勤怠等庶務事務1名C 縮小業務必要人員(管理・施設係) 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務1名D 休止業務 (管理・施設係)必要人員(管理・施設係)2名
(管理・施設係) 1名 勤怠等庶務事務 必要人員 (管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務 D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 2名
勤怠等庶務事務必要人員C 縮小業務必要人員(管理・施設係) 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務1名D 休止業務 (管理・施設係)必要人員
C 縮小業務必要人員(管理・施設係) 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務1名D 休止業務必要人員(管理・施設係)2名
(管理・施設係) 1名 各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務 D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 2名
各種支払い等庶務事務 必要最小限の文書交換事務必要人員D 休止業務必要人員(管理・施設係)2名
必要最小限の文書交換事務必要人員D 休止業務必要人員(管理・施設係)2名
D 休止業務 必要人員 (管理・施設係) 2名
(管理・施設係) 2名
総合受付、子どもひろばの利用、体験キットの貸出し業務等の休止
託児・カフェの休業
会議室の利用の中止、イベントの休止
警備・設備維持管理業者の業務の休止 1 名
(サービス係)
貸出、返却、予約、レファレンス等窓口業務の休止
イベントの休止
予約、貸出期間の延長等の電話受付の休止
資料購入業務の休止 1名
(文学館係)
吉村昭記念文学館における展示解説、イベントの休止

使用中止施設

【ゆいの森】

- ・館内放送又は直接説明により在館者に説明し、帰宅を指示する。
- ・速やかに閉館し、ホームページや館外の掲示等により施設の利用中止の周知を行う。 電話による問い合わせに対しては、留守番電話により対応する。

【カフェ及び託児室】

・原則として閉鎖

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 20 名】【出勤人数 12 名】【必要人員 5 名】

各人がいくつかの業務を兼ね、A~Dの業務を管理・施設係3名、サービス係1名、文学館係1名の計5名で行う。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

託児業務(利用登録の審査を含む。)

今後の課題

託児でお預かりしている乳幼児の保護者への速やかな引き渡し

	70H1			
部名	地域文化スポーツ部	課名	地域図書館	課
A 新たに	こ発生する業務			必要人員
(各地域館)			1名
図書館	ホームページによる情報提供			
利用者	への情報提供			各館1名
【緊急事態	宣言時の措置】			
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要	
請等に	関する区民等への周知・徹底			
B 継続業	 養務			必要人員
(南千住図	書館)			2名
委託料	や非常勤報酬等の各種支出事務	Š		
C 縮小對	 養務			必要人員
なし				
D 休止對	 養務			必要人員
(各地域館)			休館前の
おはな	し会・映画会等図書館主催事業	É		職員及びA・B
ブック	スタート等図書館主催事業			業務担当で
貸出返	却・予約・レファレンス等窓口	業務		対応
電話予	約・延長等受付			
インタ	ーネット予約			
/ + m +	<u></u>			

使用中止施設

【図書館全館】

- ・館内放送又は直接説明により在館者に説明し、帰宅を指示する。
- ・速やかに閉館し、HP・施設への張り紙等により施設利用中止の周知を行う。

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数85名】【出勤人数51名】【必要人員6名】

図書館ホームページの更新は各館職員1名で対応可能

利用者への情報提供は各館1名で対応

支出等の内部事務対応のため、南千住図書館庶務班は2名で対応

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

ゆいの森課と連携し、図書館ホームページによる情報提供

今後の課題

部 名 産業経済部	課名	産業振興課、 就労支援課、	経営支援課、 観光振興課
A 新たに発生する業務	I.		必要人員
(産業振興課商業振興係)			2名
生活関連物資等の価格の安定			
・生活関連物資等の買占め・売惜しみ	を抑制するカ	こめ、調査・広報・	協力要請
等の対応			
(経営支援課融資係)			2 名
緊急事態に関する融資			
・政府系金融機関等が特別な融資を実施	をする場合、	事業者へ周知する	など適切
に対応			
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催	制限の要
請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(消費生活センター)			1名
消費者相談(緊急を要する場合)			
(経営支援課経営支援係)			1名
企業相談(緊急を要する場合)			
(経営支援課融資係)			2 名
融資相談(緊急を要する場合)			
C 縮小業務			必要人員
(産業振興課管理係)			3 名
産業情報紙の発行			
中小企業景況調査			
各種支払い等庶務事務			
(消費生活センター)			
各種支払い等庶務事務			
(産業振興課商業振興係)			
商店街各種補助金の申請等			
公衆浴場各種補助金の申請等			
各種支払い等庶務事務			
(経営支援課経営支援係、産業活性化係))		1名
補助金業務への問合せ対応	_		
緊急性を要しないコーディネート業務	8などの問合	せ対応	
(就労支援課就労支援係)			1名
JOB コーナー町屋の運営			
各種支払い等庶務事務			

(観光振興課観光振興係)	1名
観光振興各種補助金の申請等	
各種支払い等庶務事務	
D 休止業務	必要人員
(消費生活センター)	
消費者講座、電気用品の立入検査等	
(産業振興課商業振興係)	
講座・商業祭などのイベント等	
(経営支援課経営支援係、産業活性化係)	
セミナー、委員会、イベント、相談会に関する事業及びこれらに関連する業	
務	
(就労支援課就労支援係)	
就職面接会・産業功労者表彰・就労支援に係るセミナー・相談業務等に関する	
事業	
(観光振興課観光振興係)	
川の手荒川まつり等のイベント、他自治体主催のイベント等への参加、観光	
ボランティアガイド養成講座等	

A~Cの業務を実施するための体制等

【職員数 34 名】【出勤人数 20 名】【必要人員 14 名】

職員の出勤状況により、課内及び部内において連携を図り、優先順位の高い業務に対して応 援体制を整備

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

企業相談、消費者・就労相談業務

今後の課題

区内企業に対し「BCP」の啓発及び普及促進

	柳山凹山			
部名	環境清掃部	課名	環境課	
A 新た	に発生する業務	1		必要人員
なし				
B 継続	業務			必要人員
(環境計画	画係)			2名
_	機器の維持管理や勤怠管理など	日々確認する	る必要があるもの)に関する	5
こと。				
6 / 1 / 1	NK 7h			V= 1 B
C 縮小				必要人員
(全係共通				1名
	〔先送りできるもの)に関するこ 、~、	٤.		
(環境保全	ŕ	. + • > 1-88	- -	2名
区氏文	対応(比較的緊急性が高い内容 <i>の</i>	うもの)に関	すること。	
D 休止				
(環境推進				B·C業務担
_	≝ばり ハト開催に関すること。			当で対応
(環境保全	•			C 業務担当
_	= ☞ <i>)</i> カ成受付や各種届出(特定建設作	坐 特定粉!	"ん旅設等)に関すること	で対応
	が成文的で日曜届出(特定建設)Fi 対応(比較的緊急性が低い内容の		,	C X1//U
			9 DCC ₀	
使用中止	 施設			
エコt	zンターの事務室以外の部分(情	報提供コー	ナー、環境実習室など)は:	全て中止とする。
A ~ C の	業務を実施するための体制等	等 【職員	員数 22 名】【出勤人数 13 名】	【必要人員5名】
中止で	ごきる業務は全て中止し、出勤し	ている職員	によりその旨を周知する。	
職員4割	削欠勤でも対応可能			
専門的な	スキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
苦情文	村応に関すること。			
各種属	a出(特定建設作業、特定粉じん)	施設等)に関	すること。	
今後の課	題			
なし				

部名	環境清掃部	課名	清掃リサイクル	推進課
A 新たに	 二発生する業務			必要人員
【緊急事態	宣言時の措置】			B業務担当
都が行	う不要不急の外出自粛の要	請、施設の使用制	限・催物の開催制限の要請	で対応
等に関す	る区民等への周知・徹底			
B 継続業	 美務			
(管理計画	係、啓発指導係、作業係、	清掃車両係)		40 名
燃やす	ごみ (可燃ごみ・週 2 回収:	集)の収集。燃や	さないごみ(不燃ごみ・月	
2回)の4	汉集			
動物死	体処理			
(管理計画	係)			3名
清掃工	場へのごみ搬入のための連	絡・調整		
・清掃工地	場は東京二十三区清掃一部	事務組合所管施設	のため、状況報告と操業継	
続、ご	み搬入時間延長の依頼を行	う。		
・清掃工	場への搬入ルート上にある	関係区への状況報	告と通過についての通知	
・東京ニ	十三区清掃一部事務組合、	作業係と搬入等に	係る調整を行う。	
事業系	ごみの収集			
・収集運	搬事業者へ情報提供及び防	護体制の確保と事	業継続の依頼	
(啓発指導	係)			3名
集団回	収支援事業			
・回収場所で立ち番を行っている町会に対しては、立ち番を中止するよう連絡し				
周知を	依頼する。			
資源回	収事業			
・資源回	収業者へ情報提供及び防護	体制の確保と事業	継続の依頼	
(リサイク	ルセンター係)			1名
中間処理事業				
・委託事	業者へ情報提供及び防護体	制の確保と事業継	続の依頼	
C 縮小對	 美務			必要人員
(管理計画	係)			B業務担
一般廃	棄物処理許可業者へ重大な	法違反等の緊急時	対応を除き、立入検査等は	当で対応
休止し、	代替手段により行う。			

D 休止業務	必要人員
(管理計画係、作業係)	B 業務担当
粗大ごみ収集(委託)	で対応
事業系資源収集 (委託)	
(管理計画係・啓発指導係)	
清掃審議会等の委員・役員へ会議中止の連絡	
(管理計画係)	
生ごみ処理機助成に関する届出	
(啓発指導係)	
ふれあい指導業務	
環境学習に関する業務	
講演会の講師及び受講者へ事業中止の連絡	
各バス見学会の参加者、受入施設、バス借上げ先への事業中止の連絡	
フリーマーケットの開催団体及び出展者へ事業中止の連絡、HP、会場での看板、	
区広報車などで、来場予定者へ事業中止を周知	
(作業係)	
臨時ごみの持ち込み承認事務	
ごみ排出事業者に対する立ち入り指導・業務	
条例等に基づく廃棄物保管場所に関する事前協議及び完了検査	
戸別収集及び粗大ごみ運び出しの下見業務	
(リサイクルセンター係)	
リサイクルセンター見学者に対して、中止の周知	
リサイクル工房・教室の講師及び受講者へ事業中止の連絡	
小学4年生施設見学会を予定している小学校へ事業中止の連絡	
リサイクルフェスタの中止又は延期の周知	

使用中止施設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数82名】【出勤人数49名】【必要人員47名】

職員3~4割が参集しない場合においても、燃やすごみ及び燃やさないごみの収集については、 可能な限り通常どおりの収集に努めるものとする。

ごみ収集に係る連絡調整業務等

- ・管理計画係、啓発指導係、作業係、清掃車両係の 10 名で対応する。
- ・搬入先施設(清掃工場、中継所等)の稼働状況に応じて、適宜、収集作業の体制を見直す。
- ・各家庭におけるごみの排出抑制について、区報・HP・広報車等で周知する。 収集作業
- ・運転職員 2 名、収集職員 28 名で対応するが、出勤状況により人数等が不足する場合には、収集作業の規模縮小等について検討する。
- ・上記業務を実施するための諸条件

可能な限り、週2日の休務を確保する。

現行の雇上車両及び車付作業員は、引き続き雇上会社を通じて確保する。

- ・新大型特殊車5組5台・作業員3名
- ・小型プレス車 12 組 24 台・作業員 24 名
- ・小型特殊車3組6台・作業員6名
- ・新小型ダンプ車(作業員付き)2組2台・作業員4名

区直営車両で運転手の欠員が発生した場合には、不足分の車両を雇い上げる。

効率的な収集を図るため、積載基準は次のとおりである。

- ・新大型特殊車(可燃)2.24トン
- ・小型プレス車(可燃)1.45トン
- ・小型特殊車(可燃)0.84トン
- ・新小型ダンプ車(不燃)0.45トン
- ・職員の健康管理及び施設の衛生管理を徹底する。
- ・作業に必要な防護用品(マスク・手袋・ゴーグル等)を確保する。 ごみ収集以外の継続・縮小業務

管理計画係3名、啓発指導係3名、リサイクルセンター係1名の計7名で対応する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務

なし

今後の課題

】 争耒継 統				
部名	福祉部	課名	福祉推進訝	R
A 新たに刻	発生する業務	-		必要人員
(((課との連絡調整体への感染拡大防止対策の周係) 施設の感染予防 護老人ホームでのマスク着 予防用品や備蓄食料等に関す 職員の罹患に備え、応援体制 施設利用者の感染状況の把握 FAX等による、特養ホームを 養老人ホームの入所者に対す けたスケジュール調整及び実 けたスケジュール調整及び実 り で害者住宅入居者の感染状	用、うなでである。 かい かい かい うない かい うない かい うない かい うない かい	数の把握と数量確保の要請請別の感染状況の随時把握を実施するため、関係者と実確認 一時の対応等を地域の関連団	必要人員
B 継続業系 (管理係)	<i>y</i>			必要人員 1名
課内庶利	务			
(高齢者施設・	(高齢者施設係)			1名
・ 感染技	獲老人ホーム 広大防止対策を徹底し、入所≀ 、相談、入所者への面会は休		を継続	
(地域福祉係				1名
	亡人等取扱事務 			
C 縮小業科	务			必要人員
(管理係)	> = +n			1名
	らの認可申請に関する相談 に、			
(高齢者施設 ^位 既存施記	係) 役への運営費貸付事務と補助:	金等の事務		1名

(地域福祉係)	2名
生活困窮者に係る相談(住居確保給付金を含む)	
電話対応に変更する。	
D 休止業務	必要人員
(管理係)	
社会福祉法人指導監査	
(地域福祉係)	
民生児童委員協議会	
民生児童委員訪問活動	
ふれあい協力員会議	

使用中止施設

(高齢者施設係)

【在宅高齢者通所サービスセンター】

・ HP・施設での張り紙等により、デイサービス事業、各種事業、相談の中止

【併設施設の貸室】

・ 特別養護老人ホーム (1 か所) 在宅高齢者通所サービスセンター (2 か所)の貸室利用の中止

A~Cの業務を実施するための体制等

【職員数 16 名】【出勤人数 9 名】【必要人員 12 名】

(管理係)4名

(高齢者施設係)2名

(地域福祉係)6名

不足する人員については、部内で応援体制を確保する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

なし

今後の課題

部 名 福祉部 課 名 生活福祉課	▶●	胚続計画』			
(管理係) 情報提供及び情報収集等に関すること。 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区長等への周知・徹底 B 継続業務	部	福祉部	課名	生活福祉誤	Ę
情報提供及び情報収集等に関すること。 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 4名 内1名はA業務等のの支払いに関する業務 無力及び現物給付に伴う支払基金、国保連合会業者等への支払いに関する業務 (根護第一・第五係、高齢者援護係) 18名 (3名×6係) 必要人員 (保護第一・第五係、高齢者援護係) 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一・第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名 】 (出動人数 37 名 】 (必要人員 25 名 】 (普理係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (相談係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (再掲) 面接相談業務・ケースワーク、支払業務 4 割欠動した場合でも、体制を確保できる。専門的なスキルや資格を必要とする業務 (再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 4 近線題	A 新	たに発生する業務			必要人員
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	(管理((1)			1名
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 (管理係) 保護費の緊急払い、現金書留払い及び現物給付に伴う支払基金、国保連合会、業者等への支払いに関する業務 医療券・介護券等の帳票出力及び発送に関する業務 (相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 D 休止業務 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援資産調査に係わる年金事務所等関係機関への間行支援資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一・第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ Cの業務を実施するための体制等 [職員数 62 名] [出勤人数 37 名] [必要人員 25 名] (管理係) 常勤 4 名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (地区 6係) 常勤 18 名 西接相談業務 (地区 6係) 常勤 18 名 面接 相談、ケースワーク、支払業務 4 割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	情報	提供及び情報収集等に関すること	<u>L</u> 。		
語等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	【緊急	態宣言時の措置】			
B 継続業務	都7	「行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用]制限・催物の開催制限の要	
(管理係) 保護費の緊急払い、現金書留払い及び現物給付に伴う支払基金、国保連合会、業者等への支払いに関する業務 医療券・介護券等の帳票出力及び発送に関する業務 (相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (3名×6係) と 縮小業務	請領	に関する区民等への周知・徹底			
保護費の緊急払い、現金書留払い及び現物給付に伴う支払基金、国保連合会、業者等への支払いに関する業務 医療券・介護券等の帳票出力及び発送に関する業務 (相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 の一次の一次の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	B 継	売業務			必要人員
業者等への支払いに関する業務	(管理化	(1)			4名
医療券・介護券等の帳票出力及び発送に関する業務 (相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (3名×6係) (保護第一~第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠動した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	保記	費の緊急払い、現金書留払い及び	が現物給付に	伴う支払基金、国保連合会、	内1名はA
(相談係) 受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (3名×6係) (経護第一~第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4 名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	業	í等への支払いに関する業務			業務担当で
受付、相談、面接及び申請受理に関する業務 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 面接、相談・保護の決定に関する業務 (3名×6係) 必要人員 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 D 休止業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名1【出動人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	医组	一券・介護券等の帳票出力及び発送	送に関する業	務	対応
(保護第一~第五係、高齢者援護係)	(相談((1)			3名
面接、相談・保護の決定に関する業務	受任	大、相談、面接及び申請受理に関す	する業務		
C 縮小業務 必要人員 (保護第一~第五係、高齢者援護係) B 業務担 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 必要人員 D 休止業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6 係)常勤 18 名 面接 相談、ケースワーク、支払業務 4 割欠動した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(保護第	[一~第五係、高齢者援護係)			18 名
(保護第一~第五係、高齢者援護係) B 業務担 被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 当で対応 D 休止業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 [職員数 62 名][出動人数 37 名][必要人員 25 名] (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6 係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4 割欠勤した場合でも、体制を確保できる。専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	面拉	長、相談・保護の決定に関する業績	务		(3名×6係)
被保護者及び被支援給付者からの日常相談業務 当で対応 D 休止業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4 名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (地区 6 係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4 割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務 (再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	C 縮	小業務			必要人員
D 休止業務 必要人員 (管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(保護第	[一~第五係、高齢者援護係)			B 業務担
(管理係) 保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A ~ C の業務を実施するための体制等	被任	!護者及び被支援給付者からの日常	常相談業務		当で対応
保護費の生活福祉課窓口払い業務 被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数62名】【出勤人数37名】【必要人員25名】 (管理係)常勤4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤3名 受付、面接相談業務 (地区6係)常勤18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	D 休	上業務			必要人員
被保護者に対するハローワーク等関係機関への同行支援 資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(管理((1)			
資産調査に係わる年金事務所等関係機関への出張調査 (保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	保記	費の生活福祉課窓口払い業務			
(保護第一~第五係、高齢者援護係) 家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務	被任	は護者に対するハローワーク等関係	系機関への同	行支援	
家庭訪問及び施設等訪問業務 使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	資品	調査に係わる年金事務所等関係	機関への出張	調査	
使用中止施設 なし A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(保護第	[一~第五係、高齢者援護係)			
なし A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4 名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3 名 受付、面接相談業務 (地区 6 係)常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4 割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	家原	訪問及び施設等訪問業務			
A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 62 名】【出勤人数 37 名】【必要人員 25 名】 (管理係)常勤 4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤 3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤 18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	使用中	上施設			
 (管理係)常勤4名 医療券・介護券等発行及び保護費の支給事務 (相談係)常勤3名 受付、面接相談業務 (地区 6係)常勤18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題 	なり	,			
(相談係) 常勤 3 名 受付、面接相談業務 (地区 6係) 常勤 18 名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	A ~ C	の業務を実施するための体制	等 【職員	員数 62 名】【出勤人数 37 名】【』	必要人員 25 名】
(地区 6係)常勤18名 面接、相談、ケースワーク、支払業務 4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(管理(() 常勤 4 名 医療券・介護教	等等発行及び	保護費の支給事務	
4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(相談()常勤3名 受付、面接相記	炎業務		
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	(地区	6係)常勤18名 面接、	相談、ケース	、ワーク、支払業務	
面接相談業務・ケースワーク業務 生活保護等支給システム業務 今後の課題	4 割久	勤した場合でも、体制を確保でき	る。		
生活保護等支給システム業務 今後の課題	専門的	なスキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
今後の課題	面拉	相談業務・ケースワーク業務			
	生活	保護等支給システム業務			
なし	今後の	課題			
	なり	1			

1 于未产品	75 R I F I A			
部名	福祉部	課名	高齢者福祉	課
A 新たに	発生する業務			必要人員
(課全体)				4名
一人暮	らし高齢者等の感染防止と生活	6維持に関す	ること。	
関連団	体の感染防止対策に関すること	-0		
(高齢者福	祉係、地域包括支援係)			
管理施	設に関連する感染防止に関する	っこと。		
(介護予防	事業係)			
インフ	ルエンザにり患した高齢者への	対応に関す	ること。	
【緊急事態]	宣言時の措置】			
都が行う	不要不急の外出自粛の要請、旅	施設の使用制	限・催物の開催制限の要請	
等に関す	る区民等への周知・徹底			
B 継続第	養務			必要人員
(介護予防	事業係、地域包括支援係)			4名
電話に	よる相談・支援業務			
C 縮小弟	美務			必要人員
(高齢者福	祉係)			1名
配食見 '	守りサービス事業			
(地域包括:	支援係)			2名
訪問に	よる相談・支援業務			
D 休止第	 美務			必要人員
(高齢者福	 祉係)			
総合相	談、申請の受付			
サービ	ス事業(紙おむつ等購入費助成	找事業、寝 具	乾燥消毒事業、高齢者入浴	
事業、珪	里美容サービス事業、高齢者マ	ッサージ事	業)	
(介護予防	事業係、地域包括支援係)			
窓口で	の相談			
(介護予防	事業係)			
総合事	業 通所型・訪問型(委託事業	€)		
各種講	演会・教室・講座			
高齢者	専門相談			
理学療法	法士等による訪問相談			
依頼の	建康教育			

使用中止施設

【荒川授産場】

・HP・施設での張り紙などで施設利用の中止を周知するとともに、利用者に電話連絡

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 23 名】【出勤人数 13 名】【必要人員 11 名】

(高齢者福祉係)常勤2名

関連団体との調整ができる職員

(地域包括支援係)常勤4名

ケースワークができる職員

(介護予防事業係)常勤5名

保健指導ができる職員

関係団体との調整ができる職員

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

(地域包括支援係)ケースワーク

(介護予防事業係)保健相談、保健指導

今後の課題

高齢者福祉課の保健師は、課の職員として従事するのか、保健師として特別な役割を担うこ ととなるのか調整が必要。

A 新たに発生する業務	部名	福祉部	課名	介護保険説	Į.
介護サービス事業所への感染拡大防止策の周知 介護サービス事業所における利用者及び従業者の健康状態、運営・サービス 提供状況の把握 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の 要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (介護総付係) 絵付事務 誤内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 (介護総付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護総付係) 高齢者住宅改修実地調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	A 新たI	こ発生する業務			必要人員
介護サービス事業所における利用者及び従業者の健康状態、運営・サービス 提供状況の把握 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の 要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (介護給付係) 給付事務 誤内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格間連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護総定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	(事業者支	援係)			2名
提供状況の把握 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	介護サ	ービス事業所への感染拡大防止	策の周知		
【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (介護給付係) 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 (原幹料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援・指導事務 D 休止業務 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	介護サ	ービス事業所における利用者及	なび従業者の	健康状態、運営・サービス	
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (介護給付係) 10名 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援・指導事務 D 休止業務 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等	提供状	況の把握			
要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	【緊急事態	 宣言時の措置】			
B 継続業務 必要人員 (介護給付係) 10名 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 10名 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 1名 事業者支援係() 心要人員 (介護総付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 事業者支援係() 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限等の	
(介護給付係) 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 の事業者支援係 事業者支援係 事業者支援・指導事務 D 休止業務 D 休止業務 の高齢者住宅改修実地調査 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) を関係の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	要請等	に関する区民等への周知・徹底	5		
(介護給付係) 給付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 の事業者支援係 事業者支援係 事業者支援・指導事務 D 休止業務 D 休止業務 の高齢者住宅改修実地調査 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) を関係の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	D 似结为	<u> </u>			必要人員
総付事務 課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係 事業者直正化事務 関係団体会議出席等					
課内庶務、他の係に属さない業務 (介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護総定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等					10 1
(介護認定係) 認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務					
認定関連事務 (資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護総定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者支援係) 事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等					
(資格保険料係) 被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務	,	•			
被保険者の資格関連事務 保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護総定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等					
保険料の賦課徴収事務 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	,	•			
 (事業者支援係) 地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 区 縮小業務 少要人員 (事業者支援係) 事業者支援・指導事務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設 					
地域密着型サービス指定・更新、加算届出事務 必要人員 C 縮小業務 必要人員 (事業者支援・指導事務 必要人員 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設					
(事業者支援係) 1名 事業者支援・指導事務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	-		[届出事務		
事業者支援・指導事務 必要人員 D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	C 縮小ӭ	 業務			必要人員
D 休止業務 必要人員 (介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	(事業者支				1名
(介護給付係) 高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等	事業者	支援・指導事務			
高齢者住宅改修実地調査 (介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等	D 休止	 業務			必要人員
(介護認定係) 認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等	(介護給付	係)			
認定調査 (資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	高齢者	住宅改修実地調査			
(資格保険料係) 差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	(介護認定	係)			
差押関連事務 (事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	認定調	查			
(事業者支援係) 事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	(資格保険	料係)			
事業者適正化事務 関係団体会議出席等 使用中止施設	差押関	連事務			
関係団体会議出席等 使用中止施設	(事業者支	援係)			
使用中止施設	事業者	適正化事務			
	関係団	体会議出席等			
なし	使用中止放	 色設			<u> </u>
	なし				

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 29 名】【出勤人数 17 名】【必要人員 13 名】

(介護給付係)

各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制で対応するものとする。ただし、他の係に属さない業務が発生した場合は、最低1人の応援が必要となる。

(介護認定係)

各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制でするものとする。ただし、認定審査会が2部会同時に開催される場合は、最低2人の応援が必要となる。

(資格保険料係)

各人がいくつかの業務を兼ね、Bの業務を3人体制で対応するものとする。

(事業者支援係)

各人がいくつかの業務を兼ね、A~Cの業務を4人体制で対応するものとする。

4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

認定調査

事業者適正化事務

今後の課題

部名	福祉部	課名	障害者福祉	課
A 新た	 :に発生する業務	-		必要人員
(庶務係	障害サービス係・相談支援係	・こころの健		6名
サー	ビス事業所への感染拡大防止策	の周知		
サー	ビス事業所利用者の感染状況、	サービス提供	状況の把握	
福祉	作業所 (法人立含む)・生活実習	断等における	6集団接種を実施するため、	
関係者	と実施に向けたスケジュール調	整及び対象者	への実施体制等の確認業務	
【緊急事	態宣言時の措置】			
都が	行う不要不急の外出自粛の要請	、施設の使用	制限・催物の開催制限の要	
請等	に関する区民等への周知・徹底			
B 継続	業務			必要人員
(障害サ	- ビス係)			6名
心身	障害者手当等支払事務			
自立	支援給付等支払事務			
(相談支	援係)			
居宅	介護・重度訪問介護・訪問看護	・透析患者の	ための移動支援等居宅介護	
(こころ	の健康推進係)			
精神	障がい者の電話相談・居宅介護			
精神	障害者の警察官通報受理事務			
C 縮小	\業務			必要人員
(相談支	援係・心身障害者福祉センター、	、こころの健	康推進係)	6名
相談	事業及び各福祉サービスの利用	申請		
D 休」	業務			必要人員
(庶務係	・障害サービス係)			
日中	一時支援事業			
通所	施設事業(生活介護・就労継続)	支援 B ・就労	移行支援)	
障が	ハ者団体による各種事業			
(相談支	援係)			
ばん	巫位体操			
(支援調	整係)			
障害	支援区分認定調査			
`	害者福祉センター)			
	発達支援			
	幾能訓練			
各種				
`	の健康推進係)			
	保健福祉、薬物・酒害相談、ひ			
	トキーパー研修、自殺予防講演	会、精神保健	福祉講演会、	
	関係者会議			
(支援調	,			
<u></u> 各種	給付決定事務			

使用中止施設

【障害者福祉会館・支援センターアゼリア・荒川生活実習所・荒川福祉作業所・尾久生活実習所・ 尾久生活実習所分場・日中一時支援(スニーカー・おぐのあかり)・じょぶあらかわ】

・使用団体へ個別の電話・FAX・メール連絡により会館使用中止について周知。また、施設での張り紙等により事業、施設利用の中止の周知を行う。

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 51 名】【出勤人数 30 名】【必要人員 18 名】

(庶務係・障害サービス係)

居宅介護事業所や通所施設等に対する感染拡大防止策の周知及び手当等支払事務は職員3名で対応

(相談支援係)

居宅介護事業の継続実施のための連絡・調整は職員3名で対応(相談支援係・心身障害者福祉センター、こころの健康推進係)相談事業は、電話やメールを中心とした対応を職員12名で実施4割欠勤した場合でも、体制を確保できる。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

相談事業

今後の課題

グループホームなど、集団で生活・行動を共にする施設の利用者・管理者に対する感染予防としての予防接種の推奨。

部名	福祉部	課名	国保年金談	₹
A 新たに	 二発生する業務			必要人員
なし				
B 継続業	 美務			必要人員
(管理係)				3名
システ	ム管理業務			
・国保業	務実施の基盤であるシステムの	管理・運営	を行う。	
課の庶	務業務			
・出退勤、	、郵送など必要業務について対	応する。		
経理、統	統計業務			
(国保資格的	係)			2名
被保険	者の資格取得及び保険証等の発	行に関する	こと	
・医療機関	関で診療を受ける際に必要とな	る保険証の	発行業務について対応する。	
医療機同	関等の対応に関すること			
(保険給付金	係)			3名
高額療	養費に関する業務			
出産育	児一時金に関する業務			
療養費	に関する業務			
葬祭費	に関する業務			
(後期高齢	者医療係)			2 名
「被保」	険者証」等の発行業務			
・保険証の	の発行業務について対応する。			
高額療	養費支給申請書受付業務			
(国民年金信	係)			4名
適用業	務			
給付業	務			
免除業績	務			
C 縮小業	美務			必要人員
(後期高齢	者医療係)			1 名
療養費	支給申請書の受付業務			
葬祭費	支給申請書の受付業務			
第三者	行為の届出			
(保険料係)			4名
保険料				
・保険料	の窓口収納業務に限定して対応	ぶする 。		

D 休止業務	必要人員
(国保資格係)	
被保険者の資格喪失に関すること	
国民健康保険料の賦課に関すること	
被保険者証等の再発行に関すること	
国民健康保険料の減免に関すること	
(保険給付係)	
診療報酬等にかかる業務	
一部負担金の減免に関する業務	
(管理係・保険料係・後期高齢者医療係・国民年金係)	
継続、縮小業務を除く業務	

使用中止施設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 54 名】【出勤人数 32 名】【必要人員 19 名】

管理係3名、国保資格係2名、保険給付係3名、保険料係4名、後期高齢者医療係3名、国 民年金係4名の計19名体制とする。

不足する人員については、部内で応援体制を確保する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

システム管理業務

今後の課題

部名 健康部 課名 生活衛生課 A 新たに発生する業務 必要人員 (管理係) 2名 職員の出勤状況及び健康状況の的確な把握 区医師会、区庫科医師会、区薬剤師会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 2名 (食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 2名 (取り事務) 必要人員 (管理係) 各種統計調查事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の収傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) 3名 (環境衛生係) 食品衛生係) 食品衛生係) 食品衛生原係) 2名 (政事保健係) 公害保健係) 公害保健係) 公宝補保給付(療養手当、障害補償費、医療費等) 2名 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 1名 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生原係) 食品衛生医療、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 (食品衛生の、業務の監視に関する業務 1名		
管理係 職員の出勤状況及び健康状況の的確な把握 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会への情報提供 (環境衛生係) 環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】	部 名 健康部 課 名 生活衛生語	果
職員の出勤状況及び健康状況の的確な把握 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会への情報提供 (環境衛生係) 環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請 等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	A 新たに発生する業務	必要人員
区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会への情報提供 (環境衛生係) 環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	(管理係)	2名
(環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 3名 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 現境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名	職員の出勤状況及び健康状況の的確な把握	
環境衛生協会への情報提供 旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要語 等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会への情報提供	
旅館等の許可施設への指導 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生協会) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生(係) 環境衛生(係) (食品衛生係) (食品衛生所(高) 選定食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 むずみ害虫相談環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(環境衛生係)	
新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) (食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生係() 環境衛生係() 電局衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 (管理係) 動物全般に関する苦情対応飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	環境衛生協会への情報提供	2名
(食品衛生係) 食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請 等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生係の 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	旅館等の許可施設への指導	
食品衛生協会への情報提供 新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 (管理係) 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係)環境衛生係(現境衛生係)現境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務(食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務(公害保健係)公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 (管理係) 動物全般に関する苦情対応飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務(環境衛生係) ねずみ害虫相談環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務(食品衛生係) もおうちます。	新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援)	
新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援) 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請 等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (管理係) 3名 各種統計調查事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 2名 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) か安人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(食品衛生係)	2名
【緊急事態宣言時の措置】	食品衛生協会への情報提供	
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請 等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 (管理係) 弘君・ 公要人員 (管理係) 最流事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生陽() 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 1名	新型インフルエンザの拡大防止事業等に従事(保健予防課への応援)	
等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	【緊急事態宣言時の措置】	
B 継続業務 必要人員 (管理係) 3名 各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 2名 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請	
(管理係) 名種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 れずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	等に関する区民等への周知・徹底	
各種統計調査事務 休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	B 継続業務	必要人員
休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス) 掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(管理係)	3名
掲示事務 医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	各種統計調查事務	
医療従事者等免許申請経由事務 動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	休日当番医表作成・ホームページ・ひまわり(東京都医療機関案内サービス)	
動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務) (環境衛生係) 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) (食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	掲示事務	
(環境衛生係) 2名 環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 3名 (食品衛生係) 3名 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 3名 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 1名 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 1名 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 1名 (食品衛生係) 1名	医療従事者等免許申請経由事務	
環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務 (食品衛生係) 3名 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	動物関係事務(犬の咬傷事故届出受付・捕獲犬公示事務)	
(食品衛生係) 3名 食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 3名 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 3名 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 6回い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 1名 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 1名	(環境衛生係)	2名
食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務 食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) 必要人員 (管理係) 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	環境衛生、医務、薬務の許可等に関する業務	
食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務 (公害保健係) 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) なずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(食品衛生係)	3 名
(公害保健係) 3名 公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) 必要人員 C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 1名 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 1名 (食品衛生係) 1名	食品衛生関係営業許可(新規)受付及び実地検査(新規)業務	
公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等) C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	食中毒調査、違反食品等調査、苦情調査業務	
C 縮小業務 必要人員 (管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 6000 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 1名 (環境衛生係) 1名 なずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(公害保健係)	3名
(管理係) 1名 動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	公害補償給付(療養手当、障害補償費、医療費等)	
動物全般に関する苦情対応 飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	C 縮小業務	必要人員
飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務 (環境衛生係) ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係)	(管理係)	1名
(環境衛生係) 1名 ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	動物全般に関する苦情対応	
ねずみ害虫相談 環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票発行事務	
環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務 (食品衛生係) 1名	(環境衛生係)	1名
(食品衛生係)	ねずみ害虫相談	
	環境衛生、医務、薬務の監視に関する業務	
食品衛生関係営業許可(更新)受付及び書類審査を強化し、実地検査業務を	(食品衛生係)	1名
	食品衛生関係営業許可(更新)受付及び書類審査を強化し、実地検査業務を	
縮小	縮小	

(公害保健係)	2名
公害認定審査会	
診療報酬審査会	
大気医療助成認定審査会の運営	
大気医療費助成新規申請・更新申請	

必要人員
A·B 業務担
当で対応

使用中止施設

- 【平日準夜間小児初期救急医療事業】
 - ・医師会での医師確保が出来次第再開
- 【休日等応急診療】
 - ・医師会での医師確保が出来次第再開
- 【休日歯科応急診療】
 - ・歯科医師会での歯科医師確保が出来次第再開。
- 【日曜日柔道整復施術】
 - ・柔道整復師会での柔道整復師確保が出来次第再開。

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 43 名】【出勤人数 25 名】【必要人員 22 名】

(管理係) 常勤 6名

(環境衛生係)常勤 5名

(食品衛生係)常勤 6名

(公害保健係)常勤 5名

合計 常勤 22 名

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

環境衛生業務

食品衛生業務

今後の課題

	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
部	名	健康部	課名	健康推進	課
Α	新たに	こ発生する業務			必要人員
	新型イ	ンフルエンザの拡大防止事業等	に従事(保	健予防課への応援)	18 名
【舅	※急事態	宣言時の措置】			
	都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の	
	要請等	に関する区民等への周知・徹底	-		
В	継続ӭ	養務			必要人員
(侈	保健相談	担当)			5名
	訪問(虐待のおそれが高い事例や新生	:児訪問、緊	急を要する困難事例を優	
先))				
С	縮小灣	養務			必要人員
(仮	建康推進	係)			2名
	妊娠届	の受理及び母子手帳の交付			
	各種医	療給付・医療助成			
D	休止對	養務			必要人員
(伊	保健相談	担当)			B 業務担当2名
孚	划児健	診			で対応
糸	E過観察	健診(小児・心理)・育児相談			
-	ママメン	タル			
	•	先順位 中~低)			
		、両親学級			
		康応援事業			
•		ばん・せらばん体操			
		NO!メタボチャレンジャー事業			
		り講座等			B 業務担当 1
`		・保健相談担当・歯科担当)			名で対応
		ッピー講座 、			B 業務担当 1
`	5科担当 544.54				名で対応
	5科相談 5十十二				
使タ	甲中止於	也 設			

使用中止他設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 56 名】【出勤人数 33 名】【必要人員 25 名】

- (健康推進係、保健相談担当、栄養担当・保健相談担当・歯科担当)計4名 休止業務 (D) の区民周知及び対応
- (健康推進係)2名

妊娠届の受理及び母子手帳の交付、各種医療給付・医療助成については、館内の感染防止体 制を構築した上で必要最小限の対応を行う。

(保健相談担当)2名

虐待のおそれが高い事例や新生児訪問、緊急を要する困難事例については、必要最小限の人員で実施する。
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)
なし
今後の課題
なし

部名	健康部	課名	保健予	·防課
A 新たI	こ発生する業務			必要人員
(感染症予	 ·防係)			(感染症予防係)
【荒川区新	型インフルエンザ等対策本部業	務】		2名
荒川区	新型インフルエンザ等対策本部	3		(成人健診係)
国・都	がらの情報整理分析			6名
新型イ	ンフルエンザ発生状況の把握			(検査室)
新型イ	ンフルエンザの感染予防などの	広報(広報	課と連携)	4名
医薬品	、医療器具及び防疫資器材の整	備、調達及	び補給	(生活衛生課)
荒川区	医師会等医療機関への区のイン	フルエンザ	対策の周知	2名
サーベ	ランス業務			(健康推進課)
荒川区	新型インフルエンザ等対策本語	部の指揮に基	基づき新型インフルエ	18名
ンザ拡	大防止事業に従事			(防災都市づくり
【患者等へ	の対応】			部)
区民、	医療機関などからの相談(相談	窓口の設置	等)	4名
患者と	の濃厚接触者への抗インフルエ	ンザ薬の予	防投与	計 36 名
患者搬	送の配車			(【内訳】
東京都	への報告、調査、検査依頼			医 師 1名
新型イ	ンフルエンザワクチン予防接種	の実施業務	(集団接種含む)	保健師等 19 名
新型イ	ンフルエンザ専門外来支援			事 務 16 名
【緊急事態	宣言時の措置】			計 36 名 📗
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限	
等の要	請等に関する区民等への周知・	徹底		
B 継続ӭ	業務			必要人員
(感染症予	防係)			(感染症予防係)
東京都	I感染症アラート対応			4名
患者発	生時調査			【内訳】
検体搬	送			医 師 1名
接触者	調査(情報の集約も行う。)			保健師等 2名
マニュ	アルの整備			事務1名
				計4名人
C 縮小詞	<u>業務</u>			必要人員
(感染症予	防係)			(感染症予防係)
結核公	費負担申請			1名
結核診	査協議会の運営			
結核管	理検診、家族検診、接触者検診	;		

D 休止業務	必要人員
(感染症予防係)	B 業務担当
エイズ、クラミジア、C型肝炎検査	2 名で対応
結核病院等連絡会議	
学校エイズ予防教育	
結核医療費扶助	
育成医療費の申請	
(成人健診係)	B 業務担当
がん検診	2 名で対応
受託健診	
(検査室)	A 業務担当
検査室業務	1名で対応

使用中止施設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数32名】【出勤人数19名】【必要人員41名】

(感染症予防係) 6名 医師 1名

(検査室)4名(生活衛生課)2名

(健康推進課) 17名 医師 1名

(防災都市づくり部) 4名

(医師 2 名、保健師等 21 名 事務 18 名) 合計 41 名

感染症を扱うことから専門的知識を有する保健師・看護師の確保が必要相談業務は保健師又は看護師の資格を有する臨時職員5名で対応可能(電話5回線) 感染症アラート対応のため、健康部に配置されている2名以上の医師が必要

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

感染症アラート対応

患者発生時調査

接触者調査(情報の集約も行う。)

抗インフルエンザ薬等の予防投与

新型インフルエンザワクチン予防接種事業

相談業務(区民・医療機関)

今後の課題

対応マニュアルの修正

1 字未配於口 四 1			
部名子育で支援部	課名	子育て支援	課
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理調整係)			1名
私立幼稚園における集団接種の実施に向	けたスケジ	ュール調整	
休止する事業の連絡			
(ひとり親女性福祉係)			1名
母子生活支援施設の入所者の感染状況	の把握		
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	別制限・催物の開催制限の要	
請等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続業務			必要人員
(管理調整係)			2名
子育て支援情報提供業務			
補助金支出業務【私立幼稚園等に関す	ること】		
国・都・荒川区保健所からのインフル	エンザ関連	情報伝達【私立幼稚園等に	
関すること】			
感染状況の把握に関する業務【私立幼	稚園等に関	すること】	
(子育て給付係)			3名
児童手当等手当、医療費助成業務(支	払業務)		(派遣職員含)
(ひとり親女性福祉係)			1 名
貸付金支出事務、給付金支出事務、母	子生活支援	措置費支出事務	
必要最小限の入院助産業務			
火災等の緊急一時施設入所業務			
シェルター、緊急一時施設入所者の退	所に向けて	の支援、指導	
C 縮小業務			必要人員
(管理調整係)			1名
庶務事務、育児支援事業、児童相談所	設置準備事	務	
(フカナル)けい			0.47
(子育て給付係)	2名		
児童手当等手当・医療費助成業務(認定	正反ひ窓口	<i>耒"的)</i>	(派遣職員含)
(7)と1) 朝か計行いるこ			1名
(ひとり親女性福祉係)	アンカロから]市に一時促業がブキストニー	1 f 1
DV 被害者の相談、一時保護業務(警察 調整をする。)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1中に 时体設かてきるより	
神童をする。) 住居困窮時の緊急一時施設入所業務			
(注) (日本)			
14.47			

D 休止業務	必要人員
(管理調整係)	1名
各種会議(子ども・子育て会議)	
各種事業(学びサポート、3歳児絵本配付、子どもの居場所事業)	
子育て支援情報提供事業	
(ひとり親女性福祉係)	
母子生活支援施設の入所相談業務	
ひとり親サポート事業受付業務	
母子自立支援プログラム策定事業	
家庭相談	
貸付、給付金受付業務	
休養ホーム(閉鎖していない施設のみ受付)	
/+ m -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1	

使用中止施設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 54 名】【出勤人数 32 名】【必要人員 12 名】

(管理調整係)3~4名

(子育て給付係5名(派遣職員含む)

児童手当、医療費助成、児童扶養手当の各担当

(ひとり親女性福祉係)3名

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

(ひとり親女性福祉係)

DV 被害者の相談、一時保護業務 (婦人相談員による業務)

今後の課題

なし

部名	部 名 子育て支援部 課 名 児童青少年課				
A 新たI	A 新たに発生する業務				
感染防	感染防止指示に関する業務(各ひろば館、学童クラブ、にこにこすくーる)				
感染状	況の把握に関する業務(各学童会	クラブの集終	り及び報告)		
各学童	クラブの感染防止に関する業務	i		3名	
各学童	クラブの感染状況の把握に関す	る業務			
ひろば	館、にこにこすくーる閉鎖に関	する区民へ	の周知、来館者対応	1名	
【緊急事態	宣言がされている場合の措置】				
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限等の		
要請等	に関する区民等への周知・徹底	;			
B 継続詞	業務			必要人員	
(児童事業	係)			1名	
学童ク	ラブ保育料の「銀行引き落とし	_' 関連データ	」の引渡し		
経理事	務				
C 縮小達	業務			必要人員	
(児童事業	係)			1名	
学童ク	ラブ関連 申請受付け、各承認	等事務			
各契約	等支払い事務				
施設管	理上の緊急修繕				
学童ク	ラブは3地域で拠点方式(1か	所)により!	児童を受け入れ	15 名	
・拠点学	'童クラブ:花の木学童クラブ、	熊野前学童	クラブ、西日暮里二丁目学	(各5名)	
童クラ	ブ				
D 休止	業務			必要人員	
(児童事業	係)				
ひろば	館・にこにこすくーる事業				
子育て	支援カウンセラーの相談				
学童ク	ラブ 26 施設のうち 23 施設を閉	鎖			
(青少年育					
「青少	「青少年問題協議会」や「青少年表彰」等の各種外部委員が出席する会議・				
表彰式	。親育て講演会やカルタ大会な	ど、不特定	多数の区民等が集まる集会		
等。					

使用中止施設

【ひろば館・にこにこすくーる】

【拠点学童クラブ以外の学童クラブ】

南千住四丁目学童クラブ、二瑞小学童クラブ、南千住第一学童クラブ、南千住第二学童クラブ、 汐入学童クラブ、汐入小学童クラブ、汐入東小学童クラブ、三峡小学童クラブ、二峡小学童ク ラブ、峡田学童クラブ、九峡小学童クラブ、四峡小学童クラブ、五峡小学童クラブ、大門小学 童クラブ、七峡小学童クラブ、赤土小学童クラブ、尾久西小学童クラブ、西尾久学童クラブ、 東日暮里学童クラブ、三日小学童クラブ、二日小学童クラブ、六日小学童クラブ、日暮里学童 クラブ

A~Cの業務を実施するための体制等

【職員数 66 名】【出勤人数 39 名】【必要人員 22 名】

A及びBの業務を対応する職員 6名

Cの業務を対応する職員 16名

- ・学童クラブは拠点方式実施のための職員体制とする。 15名(各5名×3箇所) ひろば館職員のうち常勤職員は、可能な限り学童クラブ拠点の応援に入る。
- ・ひろば館の来館者対応はクラブ応援以外の健康な職員 1名

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

拠点学童クラブの運営は児童指導

今後の課題

なし

	尹耒継続司 四 』						
部	名子育て支援部	i	課名	保育課			
Α	新たに発生する業務	•			必要人員		
	感染状況把握				2名		
	保育必要児調査				1 名		
【累	緊急事態宣言時の措置 】				2名		
	都が行う不要不急の外出自粛の	要請、施	施設の使用	制限・催物の開催制限の要			
	請等に関する区民等への周知・	徹底					
В	継続業務				必要人員		
	区立保育園における必要最小限	の通常保	育業務		105 名		
•	・拠点保育園:荒川さつき保育園	、第二南	有千住保育	園、原保育園、西日暮里保	(21名/園)		
	育園、熊野前保育園、(小台橋係	除育園)					
	緊急一時保育(西日暮里保育園	専用保育	「室利用)		3名		
	経理事務(報酬、賃金支払い、	補助金等	(保育部	果対応)	2名		
С	縮小業務				必要人員		
	緊急一時保育(実施1園にする	,)			3名		
	区立保育園 12 園のうち 7 園を閉	鎖			105名		
.	・拠点保育園:荒川さつき保育園	、第二南	有千住保育	園、原保育園、西日暮里保	B 業務担当		
	育園、熊野前保育園、(小台橋保	(育園			で対応		
	保育園納入事業者対応				1名		
D	休止業務				必要人員		
	一時保育、子育て交流サロン、	地域交流	事業		1名		
	保育ママ(家庭福祉員) 認証係	育所関係	係				
	保育園入園相談業務						
使月	用中止施設						
【抄	処点園以外の保育園】						
] =	E河島保育園、東尾久保育園						
₹	5尾久保育園、荒川保育園、ひぐ	らし保育	園、第二	東日暮里保育園、			
团	5尾久みどり保育園						
Α.	~Cの業務を実施するための	体制等					
	課 【職員数 19 名】【出勤	人数 11 4	名】【必要	人員8名】			
	保育園 【職員数 312 名】【出勤	小人数 18	7名】【必	要人員 105 名】			
(代	保育課)8名						
(含	S拠点園必要職員数)常勤 16 名 +	(非常勤	勧、パート	~)5名			
	内訳:園長1名、副園長1名、保育士(0,1,2,3歳児各2名、4,5歳児各1名)						
	看護師1名、調理3名、	延長非常	勤1名、	パート (朝2名、夕2名)			
専	専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)						
	保育士、看護師、調理員						
今往	多の課題						
	なし						

【争	耒州	基続計 四	 				
<u> </u>	部	名	子育て支援部	課名	荒川遊園課		
Α	新 <i>†</i>	必要人員					
(管	理道	運営係)			2名		
			ついての周知業務				
【緊			時の措置】 		2名		
			要不急の外出自粛の要請、施設の	D使用制限・催物の開催制	測限の 		
			する区民等への周知・徹底				
В	継絲	売業務			必要人員		
(管		運営係)					
			・管理業務		2 名		
	地	下駐車場	管理運営業務 ————————————————————————————————————		及び受託業者		
С	縮人	小業務			必要人員		
(管	理道	運営係)					
	なし	ر					
D	休」	上業務			必要人員		
(管	理道	運営係)			A・B 業務担当		
	施詞	殳の運営			2 名で対応		
D	使月	用中止施	設				
	小	型遊具運	営業務(プール運営・準備業務	期間と冬季(12月~2月)を除く		
	子。	どもプー	ル運営業務(開場期間は7月	中旬から8月末までの夏	季期間のみ)		
A ~	· C (の業務を	 実施するための体制等				
【暗	战員数	枚8名】	【出勤人数 4 名】【必要人員 2 名)	1			
	ГB	継続業	 美務」「C 縮小業務」及び「D	休止業務」を併せた業務	 8全体について、職員2名		
7	で行う	えると考	えるため、職員の出席率が3割 ⁻	で対応可能である。			
専門	的	よスキル	や資格を必要とする業務(再掲)			
	なし						
今後	きの言	果題					
	な	L					

十字未從次	76H III			
部名	子育て支援部	課名	子ども家庭支援も	2ンター
A 新たに	- - 発生する業務			必要人員
なし				-
B 継続業	養務			必要人員
(子ども家)	庭支援センター)			2名
子育で	支援情報提供事業			
児童虐	待通告対応			
児童家	庭相談業務			
あらか	わキッズ・マザーズコール 24			
C 縮小業	養務			必要人員
(子ども家)	庭支援センター)			B 業務担当
ショー	トステイ事業の実施			が対応
養育支	援訪問事業の実施			
庶務事	務			
D 休止對	養務			必要人員
(子ども家)	庭支援センター)			1名
地域交	流室及びサークル室の貸出			
子育で	交流サロンの運営			
各種会	議、講演会、研修会及びイベン	/トの開催		
使用中止於	色 設			
【地域交流	室・サークル室】			
・予約済	団体に対し、個別の電話連絡に	より使用中	止について周知する。	
・HP、施	設での張り紙などで事業、施設	と利用の中止 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	の周知を行う。	
【子育て交	流サロン】			
・HP、施設	での張り紙などで事業、施設利	月の中止の	周知を行う。	
A~Cの對	≹務を実施するための体制€	等 【職員	員数8名】【出勤人数4名】【必	等人員2名】
(子ども家	庭支援センター)3名			
虐待通·	告対応ができる職員が3名いれ	ば対応可		
専門的なス	スキルや資格を必要とする第	業務(再掲)	
(子ども家	庭支援センター)			
虐待を	含む子どもと家庭の総合相談及	び支援		
今後の課題				
なし				
L				

▲ 争耒舩柳司 및 』			
部 名 防災都市づくり部	課名	都市計画課	Į
A 新たに発生する業務			必要人員
(管理係)			2名
他部の応援に関すること			
北庁舎の管理に関すること			
【緊急事態宣言時の措置】			
都が行う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限等の	
要請等に関する区民等への周知・徹底	Ē		
B 継続業務			必要人員
(管理係)			A 業務担当
職員の勤務状況・健康状況の把握及び	が報告		で対応
(都市計画担当)			6名
市街地整備の指導、地域地区等の土地	心利用相談窓		
住環境条例・荒川ルール条例・開発行	う為などの各	種申請受付	
開発行為の許可等処理期限の定められ	た法定事務		
C 縮小業務			必要人員
(企画調整担当)			1名
国庫補助金関連業務			
(都市計画担当)			B 業務担当
街づくりの計画・調整・国土利用法関	係業務		で対応
都市景観に関する業務			
(交通計画担当)			2名
交通体系、日暮里駅整備関連業務等			
D 休止業務			必要人員
(企画調整担当)			C業務担当
スーパー堤防関連業務			で対応
(都市計画担当)			B·C 業務担
都市計画審議会の開催			当で対応
景観審議会の開催			
(交通計画担当)			C業務担当
バリアフリー基本構想推進協議会の開	開催		で対応
使用中止施設			
なし			
A ~ C の業務を実施するための体制		7 19 名】【出勤人数 11 名】【必	要人員11名】
職員の出勤率が6割で対応可能である			
専門的なスキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
なし			
今後の課題			
なし			

【争耒經統計凹】	
部 名 防災都市づくり部 課 名 防災街づくり	推進課
A 新たに発生する業務	必要人員
(管理・建築相談係)	2名
他部の応援に関すること	
北庁舎の管理に関すること	
【緊急事態宣言時の措置】	
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等	カ
要請等に関する区民等への周知・徹底	
B 継続業務	必要人員
(管理・建築相談係)	1名
処理期限の定められた法定事務	
(防災街づくり係)	1名
処理期限の定められた法定事務	
(再開発係)	1 名
処理期限の定められた法定事務	
C縮小業務	必要人員
(管理・建築相談係)	1名
窓口相談を含む業務	
(用地係)	1名
窓口相談を含む業務	
(防災街づくり係)	9名
窓口相談を含む業務	(7名)
危険老朽木造住宅解体工事の監督業務	(2名)
(再開発係)	1名
窓口相談を含む業務	
D 休止業務	必要人員
(管理・建築相談係)	C業務担当
建築紛争調停委員会の開催	で対応
分譲マンションセミナー	377313
(防災街づくり係)	C 業務担当
まちづくりに関する説明会等	で対応
(再開発係)	C 業務担当
再開発に関する説明会や総会・理事会等の開催	で対応
使用中止施設	
なし	
A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 38 名】【出勤人数 22 名】【	
職員の出勤率が5割で対応可能である。	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
なし	
今後の課題	
なし	
<i>'</i> & ∪	

部名	部 名 防災都市づくり部 課 名 施設管理課					
A 新たに	こ発生する業務	-		必要人員		
(管理・住	宅係)			2名		
区民住	宅に係る、指定管理者、その他関	関係機関との	協議・連絡等に関すること			
都営住	宅の募集(地元割当募集事務をお	含む)に係る	、東京都、東京都住宅供給			
公社等	との協議・連絡等に関すること					
他部の	応援に関すること					
北庁舎	の管理に関すること					
【緊急事態	宣言時の措置】					
都が行	う不要不急の外出自粛の要請、於	施設の使用制	限・催物の開催制限等の			
要請等	に関する区民等への周知・徹底					
B 継続業	業務			必要人員		
(管理・住	宅係)			2名		
区民住	宅及び従前居住者用住宅の使用料	斗等の収納等	に関する事務			
区民住	宅及び従前居住者用住宅の管理に	に関すること				
交付金	(国費)に関する事務					
(台帳係)				3名		
道路・	公園管理に関する電話問い合わt	せ業務				
	帳閲覧業務					
	認定・改廃に関すること					
	理に関すること					
	公園等の台帳整備			3名		
(占用係)						
区民・企業者等からの電話問合せ業務						
	(道路・公園占用、屋外広告物、自費工事・沿道掘削等に関すること)					
,,,	路上にある不法占用物件の確認					
車両制限に関する通行許可協議業務						
(自転車対策係)						
	駐輪場の管理運営(指定管理)					
日転単	保管所における撤去自転車返還					

C 縮小業務	必要人員
(管理・住宅係)	B 業務担
区民住宅及び従前居住者用住宅の使用申込み受付、使用許可等の行政処分に関	当で対応
する事務	
都営住宅等の募集に関する事務	
地元割当募集事務の内、公開抽選会を延期又は中止する	
(占用係)	1名
許可申請業務(道路占用、公園占用、屋外広告物)	
ただし、緊急を要する申請、オンライン処理可能な企業者の申請のみ	
(自転車対策係)	2名
自転車置場登録申請等(郵送・電子申請のみ受け付ける)	
D 休止業務	必要人員
(管理・住宅係)	B·C 業務
住宅対策審議会	担当で対
	応
(台帳係)	B 業務担
土地境界線現場立会い	当で対応
境界確定申請	
境界保全工事の施工に関すること	
地籍調査	
(占用係)	B∙C業務
道路の自費工事申請・沿道掘削届業務	担当で対
道路占用工事の復旧立会い業務	応
道路工事調整会議	
(自転車対策係)	B·C 業務
自転車撤去警告札の貼付及び撤去作業等	担当で対
	応
使用中止施設	
なし	
A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 37 名】【出勤人数 22 名】【必動	要人員 15 名】
職員の出勤率が5割で対応可能である。	
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
なし	
今後の課題	
なし	

部	名	防災都市づ	くり部	課	名	道路公園	 課
Α	新たは	発生する業務					必要人員
(I	務係)						2名
	他部の	応援に関すること					
	北庁舎	の管理に関するこ	٢				
【緊	急事態	宣言時の措置】				1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
		う不要不急の外出 に関する区民等へ(の使用	目制限・催物の開催制限等の	
В	継続業		刀间和"100亿	<u>r</u>			
		₹4カ 建設係・維持係・:		kie v			6名
(_		连政际、維持原立。 陥没等、道路管理.		-	女治 化	·作 坐	(5名)
		加及寺、 追昭官垤. の倒壊等、 防犯対:					(3日)
(43	化推進·		マエ系 記です	₹ 9	」「「「」	ISHATE 来	2名
大統)		ぶノ 応による緑化計画	まの中華				2 15
			当の中間				V= 1 =
С	縮小ӭ						必要人員
(計		建設係・維持係)					3名
	道路の	維持管理業務					
(建	設係)						1名
	公園等	の施工監督業務					
(維	持係)						2 名
	公園、	児童遊園、公衆ト	イレ等の維持	吉管理 第	镁務		
D	休止對	 美務					必要人員
							B·C 業務担
(I	務係、	計画係、建設係、統	維持係)				当で対応
	道路整	備に係る測量、設	計及び地元扱	衝			(1名)
	道路工	事等の監督業務					(1名)
	窓口業	務(私道照明灯等)	の助成申請等)			(1名)
(計	画係)						
	都市計	画公園に関する事	務(測量等)	1			(1名)
(維	持係)						
	区の花	壇、花の公園					(1名)
(緑	化推進·	係)					
	街なか	花壇					7
	保護樹	木、生垣助成に関 [・]	する業務				
花と緑の推進モニター							
	緑化大	賞					(1名)
	バラの	講習会、バラ園見:	学会				
	バラの	市					
		· 人養成講座					
		ザクラ祭り、ホタ <i>,</i>	ル観賞の夕^	(後援業	美務		
	· •						

使用中止施設
荒川自然公園
A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 47 名】【出勤人数 28 名】【必要人員 16 名】
職員の出勤率が4割で対応可能である。
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)
なし
今後の課題
なし

部名	防災都市づくり部	課名	建築指導課	
A 新た	 に発生する業務		必要人	員
(管理・監			2名	
,)応援に関すること			
	の管理に関すること			
	(宣言時の措置】	/+ m + .len /u	16 - 88 /4 6 / 88	
	「う不要不急の外出自粛の要請、施設の)使用制限・催	物の開催制限	
	語等に関する区民等への周知・徹底			
B 継続	業務		必要人	員
(管理・監	[察係)		2 名	
確認事	務に係る消防署との同意事務		A 業務担	当で
住宅用]家屋証明及び各種証明等交付事務		対応	
	第の違反是正業務		(2名)	
(建築審査			2名	
建築基	『準法等に基づく許可及び認定等の審査	ì 事務		
(構造・設	と備審査係)		3名	
建築確	『認等の構造・設備審査事務			
	事現場の危害防止業務			
C 縮小			必要人	=
(管理・監			A 業務担	
1				= 0
	十画概要書等の閲覧事務		対応	
	良住宅認定申請事務			
(建築審査	i係)		1 名	
建築物	『に係る事前相談、照会及び報告事務			
(細街路整	劉備係)		1 名	
,	。 基準法に基づく道路の調査及び判定業務	Š		
	Z置指定、私道の廃止及び変更に関する			
	は は準法に基づく道路の照会事務	7		
			0.57	
,	は、一般の表現を表現して、		2名	.1 1
構造、	設備に係わる照会事務		B 業務担	当对
			応	
低炭素	住宅認定申請事務		(1名)	
省エネ	性能向上計画及び基準適合認定事務		(1名)	
省エネ	·届出事務			
D 休止			必要人	 員
(管理・監			A · B · C	
	[準法等に基づく統計及び報告事務		担当で対応	
1	等の実態調査事務			p.
			5 6 245 75	+17.11
	}備審査係) 	7 4- 3- 3-	B·C 業務	担当
	は築物等、建築設備及び昇降機の定期報 ・・・-	拉舌事務	で対応	
使用中止	沲 設			
なし				
A ~ C Ø	業務を実施するための体制等 【『	職員数 23 名 【	出勤人数 13 名 【必要人員 1	3名】
職員の)出勤率が6割で対応可能である。			
専門的な	スキルや資格を必要とする業務(再揭)		
	事(2名)			
今後の課				
なし				
L.				

部	名 会計管理部	課名	会計管理	課
A 新	fたに発生する業務			必要人員
な	L			
B 総	继続業務			必要人員
(出納				
	納事務			2名
	算事務			1 名
	品事務			1 名
	計事務			1名
(審査	ŕ			2名
	查事務 - 小光教			(繁忙期3名)
-	小業務			必要人員
な	U .			
D 休	江業務			必要人員
な	L			
使用中	1止施設			
な	U			
	の業務を実施するための体制	等 【職員	員数 13 名】【出勤人数 7 名】【	必要人員7名】
`	係)5名			
	納事務については、最低限行う必要	要のある事務	をマニュアル化し、他の職員	員が臨時に代行で
	る体制を確保する。			
	係)2名 本東郊については、郊中戦号で寛	**/->/-	<i>+</i> 7 th /□ → 2	
	査事務については、部内職員で審語	直を 仃つ体制	を帷保する。	
	の職員が出勤できれば対応可能 			
専門的]なスキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
な	U			
今後の)課題			
な	U			

部	名 教育委員会事務局 課 名 教育総務課	R
Α	新たに発生する業務	必要人員
	事務局各課及び幼稚園・こども園及び小学校・中学校等所管施設における感	2 名
	染者の発生、職員の出勤や事業運営等の状況集約	
[]	る急事態宣言がされている場合の措置】	
	都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要	
	請等に関する区民等への周知・徹底	
В	継続業務	必要人員
([無務係)	3名
	経理事務	
(孝	牧職員係)	
	経理事務	
С	縮小業務	必要人員
([服務係)	
	教育委員会の開催	B 業務担当
	教育委員会は開催せず、教育委員への連絡はメール等で行う。	で対応
	学校情報配信システム	C X31/LX
	必要に応じて新型インフルエンザに関する情報を学校、保護者等に提供する。	
D	休止業務	必要人員
([無務係)	
	警視庁からの捜査関係事項照会への対応	
(才	牧職員係)	B 業務担当
	児童交通安全対策	で対応
	児童安全推進員の配置	
	学校安全パトロールの実施	
	学校夜間管理に伴う学校管理員の配置	
使	用中止施設	
	なし	
	この光教を守旋するための体制等 「1990年44.4.5.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
A	~ Cの業務を実施するための体制等 【職員数 11 名】【出勤人数 6 名】【』 	心安人貝 5 名】
	必要な職員数 5名 	
専	門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)	
	なし	
今往	多の課題	
	教育委員会事務局各課の対応を踏まえ、各学校・幼稚園等における対応マニュ	ェアルのチェッ
	ク・再整備の指示	

	70R1 III 2			
部名	教育委員会事務局	課名	教育施設課	Ę
A 新たに	発生する業務			必要人員
なし				
B 継続第				必要人員
(施設係)				2名
施設ト	ラブルに関する緊急対応			
施設改	修及び修繕			
(計画係)				
財産管	理			
C 縮小業	美務			必要人員
(計画係)				1名
施設計	画に関する事項			
D 休止對	美務			必要人員
(施設係)				B·C 業務担
	修及び修繕のうち新たに発注す			当が対応
施設改作	修及び修繕継続中で停止可能な	きもの		
使用中止於	· 有章分			
なし	54X			
٨	¥双左宇旋するための <i>は</i> 生は	<u> </u>	╨ ╒╬ ╻╻ <i>╬</i> ┇╏╟┇╸╵╩╸╸	
	養務を実施するための体制€	于 【 斯	战員数 10 名 【 出勤人数 6 名 【	必要人貝3名】
2名				
専門的なス	スキルや資格を必要とする美	養務(再掲)	
緊急対	応の必要なトラブルについては	、設備等の	仕組み・設備操作等の知識が	必要
今後の課題	 頁			
なし				

部 名 教育委員会事務局 課 名 学務課					
	以番1号				
A 新たに発生する業務	必要人員				
感染状況の把握	2名				
・児童、生徒、園児の感染状況の把握	0.47				
新型インフルエンザ対応に係る関係機関との連絡調整	2名				
・学校、幼稚園、こども園、業者等への連絡調整					
窓口等業務(新型インフルエンザ関連)	2名				
・区民等からの新型インフルエンザに関する電話問合わせ対応					
【緊急事態宣言時の措置】					
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要					
請等に関する区民等への周知・徹底					
B 継続業務	必要人員				
(学事第一係、学事第二係、教育事業係)	3名				
<u> </u>	о п				
C 縮小業務	必要人員				
なし					
D 休止業務	必要人員				
(学事第一係)	B 業務担当				
就学事務	で対応				
幼稚園等の入退園手続き					
(学事第二係)					
緊急下校(降園)、学校(園)閉鎖	B 業務担当				
学校・こども園給食	で対応				
各種健康診断					
就学援助					
(教育事業係)					
校外施設(下田・清里)	B 業務担当				
日本語適応指導教室	で対応				
使用中止施設	1				
【下田臨海学園】					
・移動教室、夏期臨海学園の中止					
・契約業者との連絡・調整					
A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数 22 名】【出勤人数 13 名】【					
体制等					
常勤職員 9名で対応					
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)					
なし					
今後の課題					
なし					

部	名	教育委員会事務局	課名	指導室	
Α	新たに	こ発生する業務	1		必要人員
	事故・	事件等への緊急対応			3名
	区民等	からの電話問い合わせ対応			
	教職員	の疾病状況把握			
	幼児・	児童・生徒に対する保健指導 <i>0</i>)状況確認		
【累	紧急事態	宣言時の措置】			
	都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用]制限・催物の開催制限の要	
	請等に	関する区民等への周知・徹底			
В	継続對	 業務			必要人員
(-	事務係)				3 名
	経理事	務			
С	縮小賞	業務 			必要人員
	なし				
	/L . I . N	14.2h			V= 1 B
D	<u>休止</u> 對				必要人員
(}	指導主事 名籍教	-			B 業務担当
		マ員研修会の中止 マ室、修学旅行の中止			で対応
		は、ドラボロの十五の職員の派遣の中止			
使用		 施設			-1
Α	~ C の賞	業務を実施するための体制	 等 【!		【必要人員6名】
	6名				
専	門的なえ	スキルや資格を必要とする	業務(再掲)	
	なし		<u>-</u>		
	-				
今	後の課題	題 ————————————————————————————————————			
	なし				

部 名 教育委員会 課 名 教育センター A 新たに発生する業務 必要人員 (指導主事・教育相談係) 関係各課からの情報収集 職員の出勤状況、り患状況等の把握 教育研修中止(延期)・適応指導教室中止・非常勤職員派遣中止の周知 児童・生徒への心のケア対応の検討 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区長等への周知・億底 B 継続業務 必要人員 (教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・賃金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (指導主事) 教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 必要人員 【指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名1[出勤人数6名][必要人員6名] 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題 なし	【事業継続	76日1 四 J					
(指導主事・教育相談係) 関係各課からの情報収集 職員の出動状況・り患状況等の把握 教員研修中止(延期)・適応指導教室中止・非常勤職員派遣中止の周知 児童・生徒への心のケア対応の検討 【緊急事態宣言時の指置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要 請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・賃金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談に関すること(電話対応のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみかり D 休止業務 必要人員 (指導主事) 各種製員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出動人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	部名	教育委員会	課名	教育センタ	_		
関係各議からの情報収集 職員の出勤状況、り悪状況等の把握 教員研修中止(延期)・適応指導教室中止・非常勤職員派遣中止の周知 児童・生徒への心のケア対応の検討 【緊急事態宣言時の措置】 都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要 請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・資金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (指導主事) 教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 必要人員 【指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	A 新たI	こ発生する業務			必要人員		
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限の要請等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務 必要人員 (教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・賃金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 必要人員 C 指導主事) 各種教員研修 非常動職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	関係各 職員の 教員研	課からの情報収集 出勤状況、り患状況等の把握 修中止(延期)・適応指導教室®	中止・非常勤	職員派遣中止の周知	3名		
議等に関する区民等への周知・徹底 B 継続業務	【緊急事態	宣言時の措置】					
(教育相談係・特別支援教育係) 経理事務(報酬・賃金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (指導主事) 教育相談係) 教科書図書に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 (指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 「職員数9名][出動人数6名][必要人員6名] 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題			施設の使用	制限・催物の開催制限の要			
(報酬・賃金の支払い) C 縮小業務 必要人員 (指導主事) 教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談に関すること(来所した場合のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 必要人員 (指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	B 継続詞	業務			必要人員		
(指導主事) 教育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談係) 教科書図書に関すること(来所した場合のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ) D 休止業務	_				1名		
(利育相談に関すること(電話対応を中心にするよう変更) (教育相談に関すること(来所した場合のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 (指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	C 縮小詞	業務			必要人員		
教科書図書に関すること(来所した場合のみ対応) 学校図書館支援に関すること(電話対応のみ) D 休止業務 (指導主事) 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)] A ~ C の業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	教育相	談に関すること(電話対応を中	心にするよ	う変更)	2名		
(指導主事)	教科書	図書に関すること(来所した場)			
日 各種教員研修 非常勤職員の学校等への派遣 小学校、中学校科学教育センター (特別支援教育係) 就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A~Cの業務を実施するための体制等 「職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア	D 休止	業務			必要人員		
就学相談 (教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	各種教 非常勤	- 員研修 職員の学校等への派遣					
(教育相談係) 適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア	(特別支援	教育係)					
適応指導教室「みらい」 使用中止施設 【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	就学相	談					
【教育センター(教育相談室・適応指導教室・科学教育センター)】 A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】 常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	_						
A~Cの業務を実施するための体制等【職員数9名】【出勤人数6名】【必要人員6名】常勤職員6名で対応専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)児童・生徒の心のケア今後の課題	使用中止的	 			1		
常勤職員6名で対応 専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	【教育セン						
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲) 児童・生徒の心のケア 今後の課題	A ~ C の	業務を実施するための体制等	 等 【耶	跋員数9名】【出勤人数6名】【	必要人員6名】		
児童・生徒の心のケア	常勤職	員6名で対応					
今後の課題	専門的なこ	スキルや資格を必要とする第	業務(再掲)			
	児童・	 生徒の心のケア					
<u></u> なし	今後の課題	夏					
	なし						

部名と選挙管理委員会事務局	課名選挙管理委員会	等務局
A 新たに発生する業務	·	必要人員
【平常時】		
なし		
【告示1~2か月前頃から選挙期日】		5名
東京都や総務省との選挙執行についての追		
流行下における投票、開票、期日前投票等	等に関する区民への周知・問い合わ	
せ対応		
管理者、立会人、従事者との連絡調整、	各会場となる施設、警察等の関係機	
関や業者との連絡調整		
投開票時の感染予防に必要な対策(消毒液	を・マスク等の確保含む。)	***************************************
【緊急事態宣言時の措置】		
都が行う不要不急の外出自粛の要請、施詞	设の使用制限・催物の開催制限の要	
請等に関する区民等への周知・徹底		
B 継続業務		必要人員
【平常時】		1名
各種登録事務		
【告示1~2か月前頃から選挙期日】		10 名
従事者の募集・配置		(投票所・開
投開票・期日前投票準備		票所等従事
投開票・期日前投票		者を除く)
ポスター掲示場		
選挙公報配布		
C 縮小業務		必要人員
【平常時】		1名
委員会		
【告示1~2か月前頃から選挙期日】		10 名
期日前投票所		B業務担
ポスター掲示場		当が兼ねる
選挙時啓発		
D 休止業務		必要人員
【平常時】		1名
明るい選挙推進協議会・明るい選挙推進委	受員活動	B·C 業務担
ポスターコンクール審査会、表彰式		当で対応
白バラ教養セミナー		
機関紙の発行		
【告示1~2か月前頃から選挙期日】		1名
街頭啓発活動		B·C 業務担
開票立会人との打合せ会		当で対応

投開票の会議・説明会

不在者投票指定施設との打合せ会

使用中止施設

なし

A~Cの業務を実施するための体制等(投開票従事者を除く)

平常時 【職員数7名】【出勤人数4名】【必要人員2名】

告示前・選挙期日 【職員数7名】【出勤人数4名】【必要人員10名】

【平常時】

事務局長と常勤2名で対応可

【告示1~2か月前頃から選挙期日】

職員課と連携して未感染者の応援職員を確保

選管 OB の所属先を常に把握して、専門知識を持った人員(複数)の確保を図る。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

選挙人名簿への登録、期日前や不在者投票資格の確認業務、選挙運動や政治活動に関する問い合わせ回答や違反に対する命令業務

今後の課題

選挙人名簿への登録、期日前や不在者投票資格の確認業務等は、現在使用しているマニュア ルを活用

専門知識を必要とする問い合わせは選管職員又は OB を中心とし、マニュアル等があるものについては応援職員で対応する分担とする。

部	名	 監査事務局	課名	監査事務局	3
Α	 新たに	 ニ発生する業務	<u> </u>		必要人員
	なし	-			
В	継続第	············ 美務			必要人員
	住民監	査請求の受付等事務の確保			2名
•	住民監	査請求期間及びその審査期間に	は、法令によ	じ定めがあるため、受付及	
	び審査	事務は必須である。受付は直接	接窓口で行う	方法のほか、郵送による受	
	付も可能	能であるため、郵送受付を区民	に周知する	0	
	対応:	方法			
	· 🗵	ホームページ及び可能な場合、	区報に掲載	する。	
	・各	監査委員の状況に応じ、方法等	を工夫して	審査を進める。	
С	縮小第	 美務			必要人員
	定期監	 査等の通常業務			2名
	定期監	查、決算審査、財政健全化判断	比率審査は	法律上義務付けられており、	
	方法等:	を工夫して実施する。			
•	各監查	委員の健康状況及び監査対象者	が状況を調	査確認し、把握する。	
•	監査対	象者の状況を基に、監査の実施	5、延期等を	監査委員と協議決定する。	
•	監査中の	のものについては、状況に応じ	監査期間の	延期も検討する。	
	監査の	実施及び延期を決定した場合、	速やかに関	係者に通知する。	
D	休止第	美務			必要人員
	なし				
使用	 甲中止於				
	なし				
A	~ C の j	養務を実施するための体制 ●	等 [1	職員数4名】【出勤人数2名】【	必要人員4名】
	4 名で対	村応する。			
車門	明的かる		<u> </u>)	
731	なし		פובו) מניי	,	
今往	きの課題	<u> </u>			
/ IS	なし	<u>-</u>			

	事業継続	売計画】			
部	名	議会事務局	課名	議会事務局	
Α	新たに	こ発生する業務			必要人員
	各議員	との連絡体制の確立に関するこ	۲٤.		
	区健康	危機対策本部と議会の連絡調整	経に関するこ	と。	> 3名
	議員の	特定接種の調整に関すること。			Ų
【緊	急事態	宣言時の措置】			
	都が行	う不要不急の外出自粛の要請、	施設の使用	制限・催物の開催制限の要	
請等	に関す	る区民等への周知・徹底			
В	継続業	業務			必要人員
(庶	孫係)				2名
	議員報	酬支給に関すること。			(A 業務と兼
					務)
(譲	事係)	事務局長、庶務係長、企画調	査係長を含	む	9名
	本会議	、委員会の運営(新型インフル	/エンザ対策	等緊急案件の審議に限る)	(2名はA業
					務と兼務)
С	縮小賞	美務			必要人員
	なし				
		W =L			\
D	休止對	美務			必要人員
(譲	事係)	エロ人の実光 (Fb /w/t光型)	- <i>(</i> - -		
		、委員会の運営 (「B 継続業務 歴集の妥け	」に係る条件	+以外の条件)	
		陳情の受付 の調整に関する事務			
(企		の調整に関する事務 係・議事係)			
(ш					
(企	画調査	· ·			
(ш		ック 報に関する事務			
		書室に関する事務、			
(庶	務係)	日王に対)の子が、			
(///	•	副議長)の各種会議・行事への	出席		
(全	(係)		_ _		
	その他	の業務			
使月	月中止於	————————————————————— 			1
	議場、	委員会室、大会議室			
	本会議	または委員会等が新型インフル	/エンザ対策	等緊急案件の審議の為に開会	会される場合を
	除く。				

A~Cの業務を実施するための体制等 【職員数 16 名】【出勤人数 9 名】【必要人員 10 名】

A業務については庶務係職員を中心に3名体制とする。

B業務の「議員報酬支給」はA業務従事職員で対応し、「本会議、委員会の運営」は事務局長、 各係長、議事係職員を中心に参集できる職員で対応する。

専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)

議会運営に関する業務(新型インフルエンザ対策等緊急案件の審議を行う場合)

今後の課題

議員の特定接種について、事前の登録から実際の接種に至るまで、それぞれの手順の詳細について関係部と連携し、詰めておく必要がある。

第五章 BCPの検証・改善

1 教育・訓練

新型インフルエンザ発生時のBCPの実効性を高めるため、平素から訓練を実施し、初動体制を確立することが重要である。このため、各所管を中心に委託業者や指定管理者等と連携を図り、実践的な訓練を通じて問題意識や知識の共有化を図る。

以下のような訓練を反復的に行い、有事の際には速やかにBCPを実施出来る体制を整備する。

- ・手洗い・うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策の教育
- ・発症者が出た場合の対応訓練
- ・非常時の応援勤務、在宅勤務などの対応訓練
- ・業務縮小、停止時の対応訓練
- ・安否確認、情報提供の対応訓練

2 BCPの継続的改善

BCPの実効性を維持・向上させる観点から、新型インフルエンザに関する国及び都の計画やガイドラインの改訂状況の把握、実際に新型インフルエンザが発生した際の情報収集等を積極的に行い、必要に応じてBCPを見直すものとする。また、組織や人員の変更等があった場合にも、それに対応するようBCPを見直すこととする。

また、新型インフルエンザの発生後、全てがBCPの想定どおりに状況が進むとは考えられない。 よって、訓練等を通じてBCPの問題点を洗い出し、改善するといった継続的な取組を行い、業務継 続力を向上させていく。さらに、職員一人一人の意識改革を図り、必要な対応(応援体制の整備、業 務マニュアルの等〕を講じていく。

なお、以下に示すような取組を定期的に行うことにより、BCPの点検・改善を適宜行うものとする。

- ・新型インフルエンザに関する定期的な情報収集、新たな知見等の入手
- ・新型インフルエンザ対策に関する委託業者等との調整
- ・訓練や研修等による各種課題の抽出
- ・各部・各課での取り組み状況の確認

BCPは、区報やホームページなどを活用し区民や事業者等へ周知するとともに、都や他区、関係団体等に通知し、業務の縮小又は中止等について普及啓発を行う。

3 マニュアルの継続的改善

BCPは、新型インフルエンザが発生した場合における全庁的な方針を示すものである。

各所属における具体的な対応については、平成24年2月に「荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画」に係るマニュアル等を整備した。マニュアルについても、BCPと併せて問題点を洗い出し改善を行っていくといった継続的な取り組みを行い、業務継続力を向上させていく。

特に、新たに発生する業務が多い課については、応援要員が対応することになるため、業務の処理 手順やポイントを整理しておくことが重要である。